

総務地域連携常任委員会（所管事項説明）資料

目 次

◎ 所管事項

【部長所管】

1 地籍調査の推進について	1
2 木曽岬干拓地の土地利用について	3
3 交通政策について	7
4 情報システムの安定運用について	11
5 「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の取組について	15
6 移住促進の取組について	19
7 中山間地域等における人材育成の取組について	27
8 市町の行財政運営への支援について	29

【国体・全国障害者スポーツ大会局長所管】

9 スポーツの推進について	31
10 競技力向上対策について	37
11 三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催準備状況について	43

【南部地域活性化局長所管】

12 南部地域の活性化について	49
13 東紀州地域の活性化について	51
14 過疎・離島・半島地域の振興について	55

○添付資料

- 第2次三重県スポーツ推進計画概要版
- 三重とこわか国体・三重とこわか大会パンフレット
- 三重とこわか大会パンフレット
- 度会県広報（かわら版）第3号
- 熊野古道伊勢路パンフレット

令和元年5月24日
地域連携部

1 地籍調査の推進について

1 現状と課題

(1) 地籍調査の意義

法務局備え付けの登記簿及び公図は、明治初期の地租改正の調査記録を基礎としたものが多く、面積や形状等が現地と合致していないため、土地の利用計画及び土地の売買に支障をきたすことがあります。

また、土地の境界が不明確なため、相続等に伴う境界紛争、災害時の現地確認ができない等の問題が起きています。

地籍調査は、土地の最も基礎的な情報である面積や形状等を明らかにし、その結果が記録されることから、土地境界をめぐるトラブルの未然防止や土地の有効活用、公共事業の効率化及び災害復旧の迅速化など様々な効果があります。

特に近年では、東日本大震災からの復旧・復興に向けた土地の境界確認や区画の復元などに大きな成果が認められました。

(2) 事業の概要

地籍調査は、国土調査法に基づき、市町が事業主体となって、調査・測量を行うもので、一筆ごとに土地の所在、地番、地目、所有者、面積を確定し、これを基に地籍簿・地籍図を作成する事業です。

地籍調査に必要な経費の負担は、国が1／2【地籍調査費負担金（以下、「負担金」という）又は、社会資本整備円滑化地籍整備交付金^{*1}（以下、「交付金」という）】、県が1／4、市町が1／4となっています。

なお、県や市町が負担する経費については、80%が特別交付税措置の対象となっており、実質的には5%の負担で地籍調査を実施することが可能となります。

(3) 現状と課題

本県における地籍調査の進捗率は、平成30年度末で9.6%であり、全国平均52%（平成29年度末）に比べて極めて低い状況となっています。

進捗率を区域別で見ると、市町が優先的に実施しているD I D地区は、全国平均と比べて大きな差はありません。（右図参照）

		三重県(H30)	全国平均(H29)
D I D (人口集中地区)	対象面積	180.4 km ²	12,255 km ²
	進捗率	23.2%	25%
宅地	対象面積	494.7 km ²	17,793 km ²
	進捗率	18.4%	54%
農地	対象面積	1,212.7 km ²	72,058 km ²
	進捗率	18.1%	74%
林地	対象面積	3,449.0 km ²	184,094 km ²
	進捗率	4.7%	45%
合計	対象面積	5,336.9 km ²	286,200 km ²
	進捗率	9.6%	52%

国の財政状況などから、負担金については、市町からの要望額に応じた予算の確保が難しくなっており、また、国直轄事業^{※2}の採択要件も厳しくなっています。そうしたことから、平成28年度に新設された交付金を積極的に活用するとともに、国に対して、予算の確保や国直轄事業の制度拡充を要望していく必要があります。

(4) 平成30年度の取組

平成30年度は、国の負担金や、交付金を活用し、南海トラフ地震等の大規模災害に備えた地籍調査や、国の近畿自動車道紀勢線の整備に向けた地籍調査の促進などに取り組むとともに、国に対しては、市町と連携して予算の確保と国直轄事業の制度拡充を要望しました。

また、休止市町（平成30年度は、四日市市、松阪市、菰野町、大紀町の4市町）については、首長を直接訪問するなどして、地籍調査の再開を促しました。

2 今後の取組について

引き続き、国に対して、地籍調査の推進に係る予算の確保や国直轄事業の制度拡充を市町と連携して強く要望するとともに、事前防災・減災対策や、公共事業に資する地籍調査の促進に向け、公共事業関係部署と連携を図っていきます。

また、市町への普及・啓発や情報提供に努め、引き続き、地籍調査に対する市町の理解・協力を求めてまいります。とりわけ、地籍調査事業の休止市町に対して、継続して訪問し、地籍アドバイザー^{※3}の積極的な活用も含め、より一層の働きかけを行います。

さらに、財政状況が厳しい中においても効率的な事業執行がなされるよう、国や他県の事例研究などを踏まえて、研修会等を通じて市町への助言に努めます。

※1 社会資本整備円滑化地籍整備交付金

県や市町が作成した「社会資本総合整備計画」に位置付けられる道路や砂防などの主要事業に関連した事業として地籍調査を位置づけて実施する事業

※2 国直轄事業（都市部官民境界基本調査）

震災後の街づくりなど、復旧・復興に活用するための基礎資料となり地籍調査の推進にも有効な調査であり、国が、地籍調査が遅れている都市部において、地籍調査に先行した官民境界調査を行う事業。この調査の実施により42%の地籍調査が終了したものと換算され、進捗率に加算される。

※3 地籍アドバイザー

地籍調査に関する高度な知識を持った専門家で、市町村等における地籍調査実務の経験者、土地家屋調査士、測量士等から構成されている。

2 木曽岬干拓地の土地利用について

1 現状・課題

木曽岬干拓地は、平成 12 年度に国（東海農政局）から購入した土地です。国からの買い受け条件で 5 年間公共利用に供する必要があります。現在、平成 26 年度に関係市町とともに策定した「木曽岬干拓地土地利用計画」（別紙 1）に基づき土地利用を進めるべく取り組んでいます。「木曽岬干拓地土地利用計画」において、伊勢湾岸自動車道より北側は都市的土地利用に、南側は新エネルギーランドや運動広場等に供することを位置付けています。

(1) 「わんぱく原っぱ」

伊勢湾岸自動車道より北側は「わんぱく原っぱ」などとして既に公共利用を行っています。このうち「わんぱく原っぱ」（第 1 期）については、昨年度、公共利用を開始して 5 年間が経過したため、都市的土地利用に向け、平成 31 年 2 月から立地企業の募集（別紙 2）を開始しており、平成 31 年 4 月末現在で延べ 12 社（※）に応募いただいています。なお、そのうち 1 社とは平成 31 年 3 月に立地協定を締結しました。

また、「わんぱく原っぱ」（第 2 期）については、令和 2 年 4 月で公共利用を開始して 5 年間が経過します。

※業種別内訳：製造業 7 社、不動産業 2 社、建設業等 3 社

(2) 新エネルギーaland

伊勢湾岸自動車道より南側の約 60ha については、丸紅株式会社が 100% 出資する木曽岬メガソーラー株式会社が、平成 26 年度からエネルギーサービス事業を行っています。

(3) 運動広場

新エネルギーaland より南側に位置する運動広場については、既に整備に向けた基本計画を策定していますが、同区域で希少種の猛禽類「チュウヒ」が確認されていることから、整備について、慎重に判断する必要があります。

2 今後の対応

(1) 「わんぱく原っぱ」

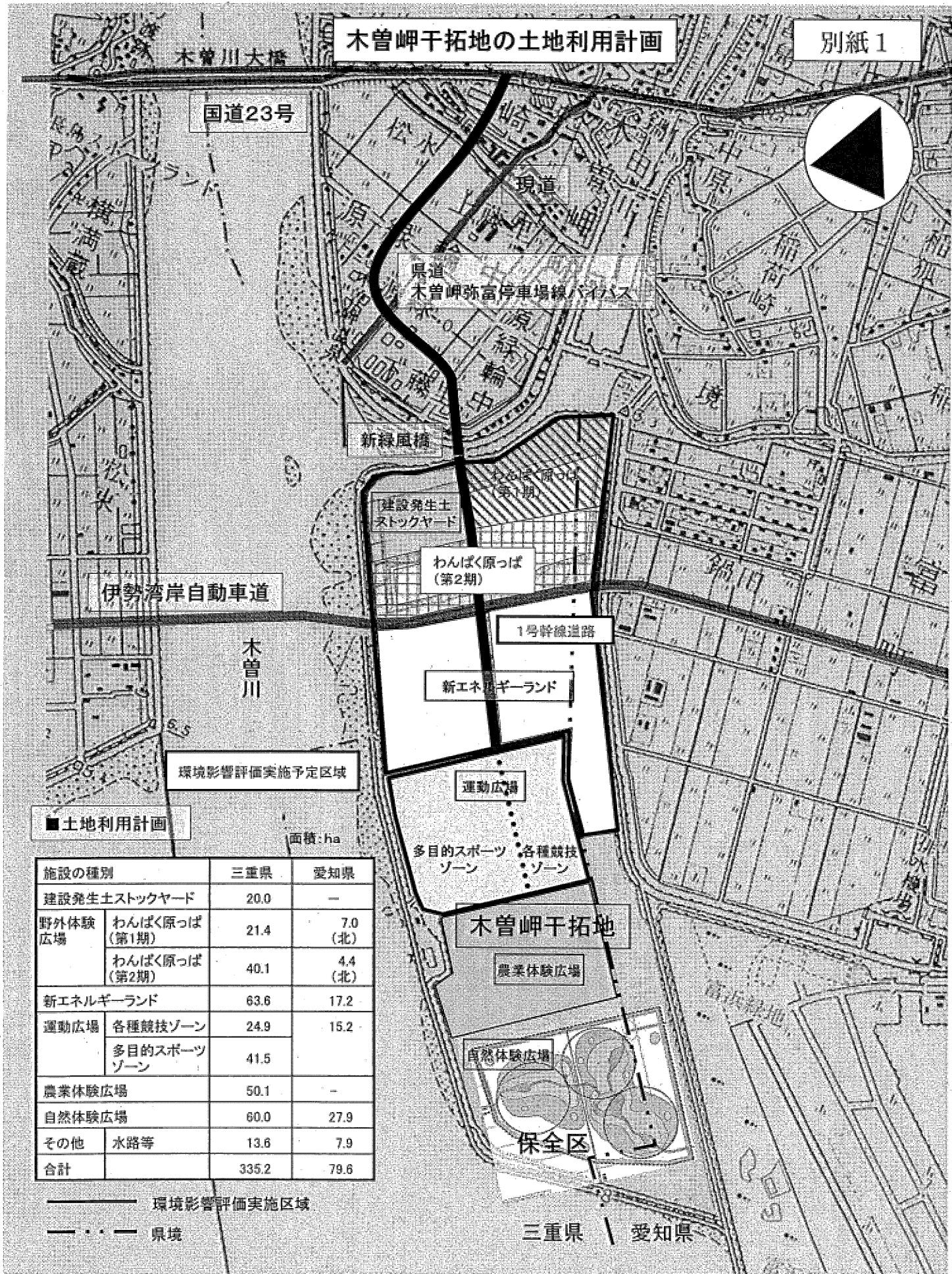
「わんぱく原っぱ」（第 1 期）については、関係市町などと連携し、引き続き企業誘致に努めるとともに、「わんぱく原っぱ」（第 2 期）についても、都市的土地利用にスムーズに移行できるよう準備に取り組みます。

(2) 運動広場

「チュウヒ」の営巣状況を確認しつつ、専門家の助言を得ながら、整備に向けた環境影響評価手続きの実施について慎重に判断します。

木曽岬干拓地の土地利用計画

別紙1



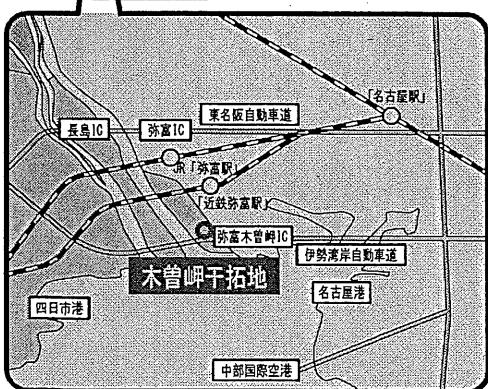


木曽岬干拓地工業用地 第1期分譲

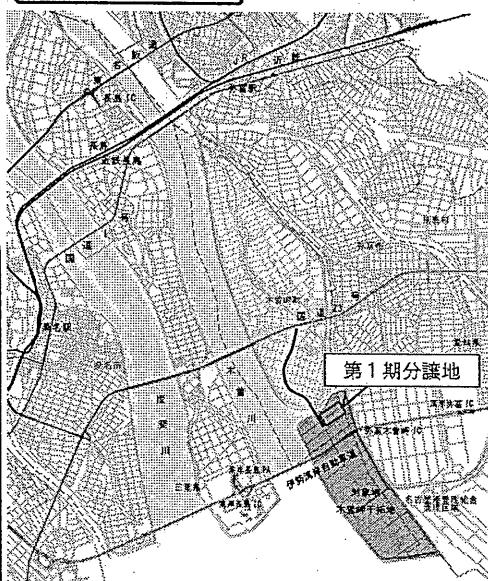
別紙2



位置図



周辺図



Point!!

- ◎ 恵まれた立地
 - ・名古屋港鍋田埠頭に隣接！
- ◎ 良好的な交通アクセス
 - ・伊勢湾岸自動車道及び東名阪自動車道の最寄I.Cまで、30分以内
- ◎ 企業ニーズに応じた自由な区画割と全体で40haを超える分譲予定地
- ◎ 約5mの盛土を行い、TP+4.5mの地盤高を確保
- ◎ 周囲は堤防で囲まれ、市街地から一定の離隔を確保

高速道路	
伊勢湾岸自動車道 弥富木曽岬I.C	東名阪自動車道 弥富I.C

港 湾	
名古屋港 鍋田埠頭	四日市港

空港	
中部国際空港	名古屋空港

鉄道	
J.R 名古屋駅	近鉄 近鉄弥富駅

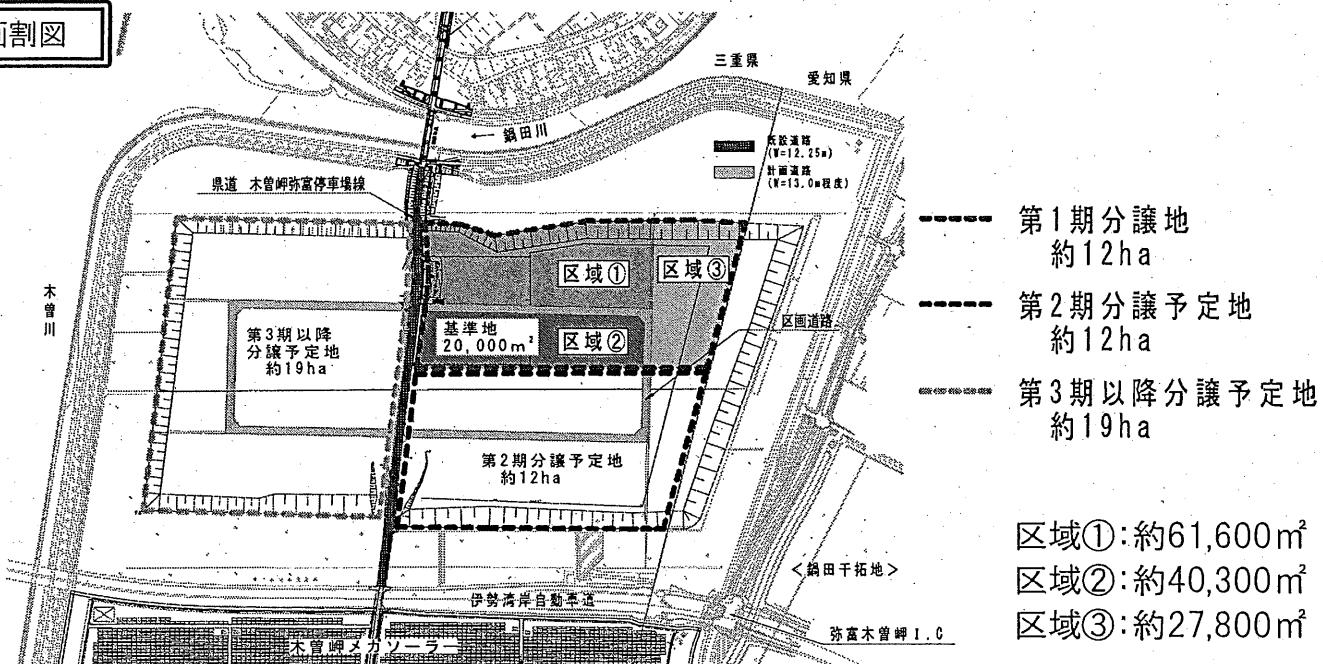


木曽岬干拓地工業用地

工業用地の概要

- 所 在 地：三重県桑名郡木曽岬町新輪
- 現 況：雑種地（地盤高 TP+4.5m）
- 分 賦 面 積：約12ha
- 都市計画区域：桑名都市計画区域・市街化調整区域
- 用 途 地 域：工業系の地区計画策定済
- 建 築 基 準：建ぺい率 60% 容積率 200%
- 農業振興地域：指定なし
- 騒 音 規 制：昼間 55dB 夜間 50dB } 朝・昼・夜（県条例）
- 振 動 規 制：昼間 65dB 夜間 60dB }
- 工 場 立 地 法：特定工場（敷地面積9,000m²以上、建築面積3,000m²以上）は木曽岬町に届出が必要

区画割図



第1期分譲地
約12ha

第2期分譲予定地
約12ha

第3期以降分譲予定地
約19ha

区域①: 約61,600m²

区域②: 約40,300m²

区域③: 約27,800m²

分譲価格

基準地（20,000m²）において、22,000円/m²

分譲箇所及び分譲面積に応じて、次の指標を乗じて分譲価格を算出します。

●区域別相対価格比指標（%）

区域①: 92.5%、区域②: 100.0%、区域③: 82.755%

●売却規模別相対価格比指標（%）

1ha未満: 103.5%、1ha以上5ha未満: 100%、5ha以上10ha未満: 93.5%、10ha以上: 89%

●分譲価格の算定方法

分譲価格（円） = 分譲面積（m²） × 22,000円/m² × 区域別相対価格比指標（%） × 売却規模別相対価格比指標（%）

優遇制度

（要件を満たせば、次の優遇制度の対象となります）

- (1) 工場立地法第4条の2第1項に基づく、「工場立地法の特例」を受けることができます。
環境施設面積率が10%、緑地面積率が5%まで低減されます。
- (2) 地域未来投資促進法第25条に基づく、「地方税の課税免除」を受けることができます。
固定資産税が3年間免除されます。
- (3) 生産性向上特別措置法第29条に基づく、「課税の特例」を受けることができます。
償却資産に係る固定資産税が平成30年度～平成32年度まで減免されます。
- (4) 三重県独自の優遇制度に基づく補助金の交付申請も可能です。
詳細については、「三重県企業立地ガイド」でご確認いただくとともに、三重県雇用経済部企業誘致推進課までお問合せください。

お問合せ先

三重県地域連携部 水資源・地域プロジェクト課 電話：059-224-2419
木曽岬町役場 総務政策課 電話：0567-68-6100

E-mail : shigen@pref.mie.jp
E-mail : seisaku@town.kisosaki.mie.jp

※詳細は「募集要項」をご確認ください。

平成30年9月26日 現在

3 交通政策について

1 リニア中央新幹線について

(1) 現状・課題

東京・名古屋間の2027年（令和9年）先行開業に向けた着実な事業実施、名古屋・大阪間のルートと駅位置の早期確定及び一日も早い全線開業の実現をめざし、本県では「リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会」（以下、「県同盟会」）をはじめ、近隣の沿線府県市等と新たに立ち上げた「リニア中央新幹線東海三県一市連絡会議」（以下、「三県一市会議」という。）、「三重・奈良・大阪リニア中央新幹線建設促進会議」（以下、「三府県会議」という。）等を通じ積極的に活動を進めています。

また、リニア中央新幹線の早期全線開業に向けた気運醸成を図るため、本県におけるリニア効果の調査・研究を昨年度に続き行っています。

首都圏から関西圏まで、7,000万人規模の巨大都市圏を誕生させる絶大なリニア効果を本県が十分に享受できるよう、まずは名古屋までの開業効果を確実に取り込むための準備を進めるとともに、名古屋・大阪間のルートと駅位置の早期確定に資する環境影響評価手続きの円滑な実施に向け、JR東海や国等との連携をより一層強化していく必要があります。

(2) 今後の取組

「県同盟会」において継続的に要望・啓発活動に取り組むほか、「三県一市会議」において、今後の名古屋・大阪間事業の円滑化に資する情報収集等を図ります。

2023年（令和5年）頃の着手と見込まれる名古屋・大阪間の環境影響評価手続きの円滑な実施のため、「三府県会議」とも連携しながら、JR東海に対し事前準備に向けた連携・協力をを行うとともに、国に対しても連携・協力を求めていきます。

また、本県におけるリニア効果の調査・研究結果をもとにリニア事業への県民等の気運醸成を図る啓発活動に取り組みます。

2 中部国際空港について

(1) 現状・課題

近年の訪日外国人観光客の増加やLCCの就航増などにより、昨年度の中部国際空港の航空旅客数は過去最高を記録し、発着回数も堅調に推移しています。

中部国際空港が我が国の国際拠点空港としての役割を果たしていくためには、早期の二本目滑走路の整備による24時間完全運用を実現させる必要があります。

このため、様々な観光資源や国内有数の企業集積など、本県の強みを活かして国内外からの観光客の誘致や企業等の空港利用促進に取り組む必要があります。

【参考：発着回数(回)及び航空旅客数(千人)の推移】

	17年度	19年度	21年度	23年度	25年度	27年度	28年度	29年度	30年度
発着回数	106,436	102,596	86,434	82,137	90,406	97,755	101,396	100,971	103,310
航空旅客数	12,352	11,822	9,259	8,890	9,872	10,425	10,962	11,539	12,357

(2) 今後の取組

「中部国際空港利用促進協議会」、「中部国際空港二本目滑走路建設促進期成同盟会」の活動を通じて、利用促進・需要拡大・機能強化に向けた取組を進めます。

特に伊勢志摩地域を核に中部と関西を結ぶ広域周遊の仕組みづくりをめざし、鉄道、高速船、バスのネットワーク化やエアラインとの連携を促進します。

また、企業等への空港セールスや大学生をはじめとする若年層の海外旅行への関心を高めるための取組を進めます。

3 生活交通対策（地域鉄道及び在来線）について

(1) 現状・課題

利用者の減少による採算の悪化により、地方の鉄道路線を民間鉄道事業者が単独で維持することが困難になってきたことから、沿線自治体が鉄道経営に参画し、路線の維持を図るという事例が全国的に増えてきています。

本県の地域鉄道については、「三岐鉄道」が沿線自治体から運営支援等を受けているほか、「伊勢鉄道」が第三セクター方式として、また「四日市あすなろう鉄道」（平成27年～）、「伊賀鉄道」（平成29年～）、「養老鉄道」（平成30年～）が公設民営方式に移行して運行されています。

このように沿線自治体の負担が増す中、県民の生活交通の中で大きな役割を担っている地域鉄道の維持が図られるよう、一層の利用促進に取り組むとともに、国に対してもさらなる支援の強化を求めていく必要があります。

また、「関西本線」や「名松線」、「紀勢線」など在来線についても利用者の減少が課題となっており、路線によっては減便等も危惧されていることから、観光目的での啓発も含めた、より一層の利用促進を図る必要があります。

(2) 今後の取組

地域鉄道が実施する鉄道輸送の安全性確保対策などの事業等に対し、国や沿線市町と協調して補助するとともに、路線の維持・確保を図るため、国に対してさらなる支援策の検討を求めていきます。

県内の鉄道交通体系の維持に重要な役割を担う「伊勢鉄道」については、県及び関係市町で構成する「伊勢鉄道経営改善会議」において事業の進捗を管理・共有しながら経営の安定化と安全運行の確保、並びに利用促進を図ります。

また、昨年度から県内地域鉄道も活動対象とし、加盟市町の拡大を図っている「三重県鉄道網整備促進期成同盟会」や、昨年度、利用促進の観点にも注力するため改称した「関西本線整備・利用促進連盟」及び「JR名松線沿線地域活性化協議会」による利用促進に取り組みます。

4 生活交通対策（バス）について

(1) 現状・課題

各地で不採算路線の廃止・減便が進む中、バスは学生や高齢者などにとって生活上必要不可欠な交通手段であることから、県内のバス路線は事業者バスに加え、その多くが市町等による自主運行バスの運行などによって維持されています。

バス路線の中で、県は複数市町にまたがる広域的な路線（「地域間バス」）に対して国と協調して補助し、維持・確保に努めるとともに、関係自治体と交通事業者、地域住民などが一体となって、「地域間バス」の利用促進を図っているところです。

また、人口減少、少子高齢化の進展によるバス利用者の減少やバスの運転士不足から、バス路線の維持が難しい一方で、運転免許を返納する高齢者が増え、移動手段の確保のニーズも高まっています。

（2）今後の取組

バス、鉄道など生活交通のネットワーク化と利用促進を図るために、市町や交通事業者、住民等が協働で地域の公共交通のあるべき姿を描く、「地域公共交通網形成計画」の策定を促すとともに、着実な計画実施に向けて支援します。

また、「地域間バス」に対しては、国との協調補助により路線の維持・確保を図るとともに、このままでは補助基準を満たさず廃止が避けられなくなる路線については、早い段階からバス事業者や沿線の自治体、地域と連携し、沿線の学校にも協力を求めるなどして集中的な利用促進に取り組みます。

加えて、自動運転バスの運行に向けた実証実験が県内の市で実施される動きがあり、新たなモビリティの導入に向けた取組について、市町の効果的な取組につながるよう県としても情報収集していきます。

※「地域間バス」の主な定義 *複数市町村にまたがる系統であること。(H13/3/31 時点)

*1日当たりの計画運行回数が3往復以上であること。

*輸送量が15人～150人/日で経常赤字が見込まれること。

5 モビリティ・マネジメントの取組について

（1）現状・課題

県民が公共交通の有効性を理解し、目的や状況等に合わせて自家用車とバス、鉄道、タクシーや自転車などの移動手段を適切に使い分けることを促す「モビリティ・マネジメント」を推進するため、様々なイベントと連携した啓発活動やコミュニティバスなど公共交通の利便性を高める「三重県公共交通ネットワーク見える化」（以下、「公共交通見える化」という。）などに取り組んでいます。

近年においては、高齢者の運転による自動車事故が社会問題化しており、交通安全の側面からも、これら高齢運転者の移動手段の受け皿となる公共交通への理解と活用を促し、免許返納への抵抗感を軽減させる取組が必要とされています。

（2）今後の取組

NPOなど多様な主体と連携したセミナーやイベントの開催、高校生を対象とした啓発活動など、公共交通の利用促進を図ります。

「公共交通見える化」について、インターネットの路線検索機能に対応したコミュニティバス路線の拡大を図るなど、公共交通の利便性を高めるための取組を進めます。

また、高齢者の免許返納に対する不安軽減のため、バスの乗り方教室や企業と連携した啓発事業を行います。

4 情報システムの安定運用について

1 所管する情報システムの運用

(1) 現状

①県民向けサービスの提供

インターネットを利用して、県への申請・届出の手続きができる電子申請・届出システムを運用し、県民の利便性の向上を図っています。現在、利用されている主なものとしては、各種イベントや講習会等の参加申込、三重県職員・教員等の採用試験の申込、自動車税の送付先変更届等があります。

また、庁内の各所属が保有している様々な行政情報について、地図を介してわかりやすく県民に情報提供できるよう、地理情報システム（G I S）を運用しています。

さらに、オープンデータ^(※1)については、県ホームページにおいて、現在、72データを公開しています。

(※1) オープンデータとは、インターネット等を通じて誰もが自由に入手し、様々な形で利用・再配布等ができるデータのこと。

②庁内の情報システムの運用

本庁・地域機関等を結ぶ県情報ネットワークの運用を行うとともに、当該ネットワーク上において、スケジュール管理、電子掲示板等の機能を備えたグループウェア、公文書の作成・管理等を行う総合文書管理システム、簡易データベース等の情報システムを運用しています。

また、職員一人一台パソコンの管理を行っています。

(2) 今後の方針

①県民向けサービスの提供

電子申請・届出システムについて、利用できる行政サービスの幅を広げ、より多くの県民に利用していただけるように努めます。

また、地理情報システム（G I S）について、引き続き、安定した運用に努めるとともに、県の保有する情報のオープンデータ化を促進します。

②庁内の情報システムの運用

県情報ネットワークや所管する各情報システムについて、引き続き安定的な運用に努めます。

なお、今年度は、令和2年度の運用開始をめざして、次期県情報ネットワークの調達・設計を行う予定であり、次期県情報ネットワークにおいて本格実施をめざすモバイルワークの実証研究に取り組みます。

また、職員一人一台パソコンの更新等を行います。

2 全庁の情報システム適正化の取組

(1) 現状

現在、全庁で300余りの情報システムが稼働していますが、経費やセキュリティ等、様々な面で適正なレベルで構築・運用が行われるよう、外部専門家の知見も活用しながら、予算要求前及び契約前に審査・支援を行っています。

また、情報システムの運用後にシステム評価を実施し、当初想定した目的や効果が発揮されているかを検証し、システム改修時や次期システム構築時の改善策として活用しています。

(2) 今後の方針

全庁の情報システムについて、適正なレベルで構築・運用が行われるよう、引き続き、予算要求前及び契約前の審査・支援、システム評価を行います。

また、統合サーバを核とした次期共通機能基盤の再構築に向けて、今年度は、構築・テスト稼働・データ移行を行います。

3 情報セキュリティ対策の実施

(1) 現状

県情報ネットワークや各情報システムについて、ファイアウォールの設置やウイルス対策ソフトの導入、ダウンロードファイルの無害化対策等の技術的対策を講じるとともに、職員の情報セキュリティ意識の向上を図るため、情報セキュリティ研修や職員向け標的型攻撃メール対応訓練を実施する等の人的対策を行っています。

また、高度化・巧妙化しているインターネットからの脅威に対応するため、マイナンバー利用事務を県情報ネットワークから分離するとともに、市町等のインターネット接続口を県に集約する自治体情報セキュリティクラウドや、府内情報ネットワークとインターネット接続環境を分離するシステムを構築し、運用しています。

(2) 今後の方針

昨年度に情報セキュリティポリシーが改正されたことに伴い、今年度は解説書の見直しを行います。

また、自治体情報セキュリティクラウド等のシステムについて、安定運用を図るとともに、引き続き、技術的・人的対策を実施することで、情報セキュリティの強化に取り組みます。

4 市町との連携

(1) 現状

県内全域の共有デジタル地図の更新整備を行うため、平成28年度に実施主体である三重県市町総合事務組合と協定を締結し、整備を進めています。

また、情報システムの共同利用、携帯電話不通話地域の解消等について、県内市町と連携して取り組んでいます。

さらに、三重県電子自治体推進連絡協議会を通じて、国の動向、県や各市町の取組等について、情報共有を図るとともに、市町の自治体クラウド^(※2)導入に向けた働きかけ・支援を行っており、現在、県内では3つの自治体クラウドグループが結成されています。

(※2)自治体クラウドとは、各自治体が個別に管理する情報システムやデータを、複数の団体が外部データセンターに集約し共同利用するもの。

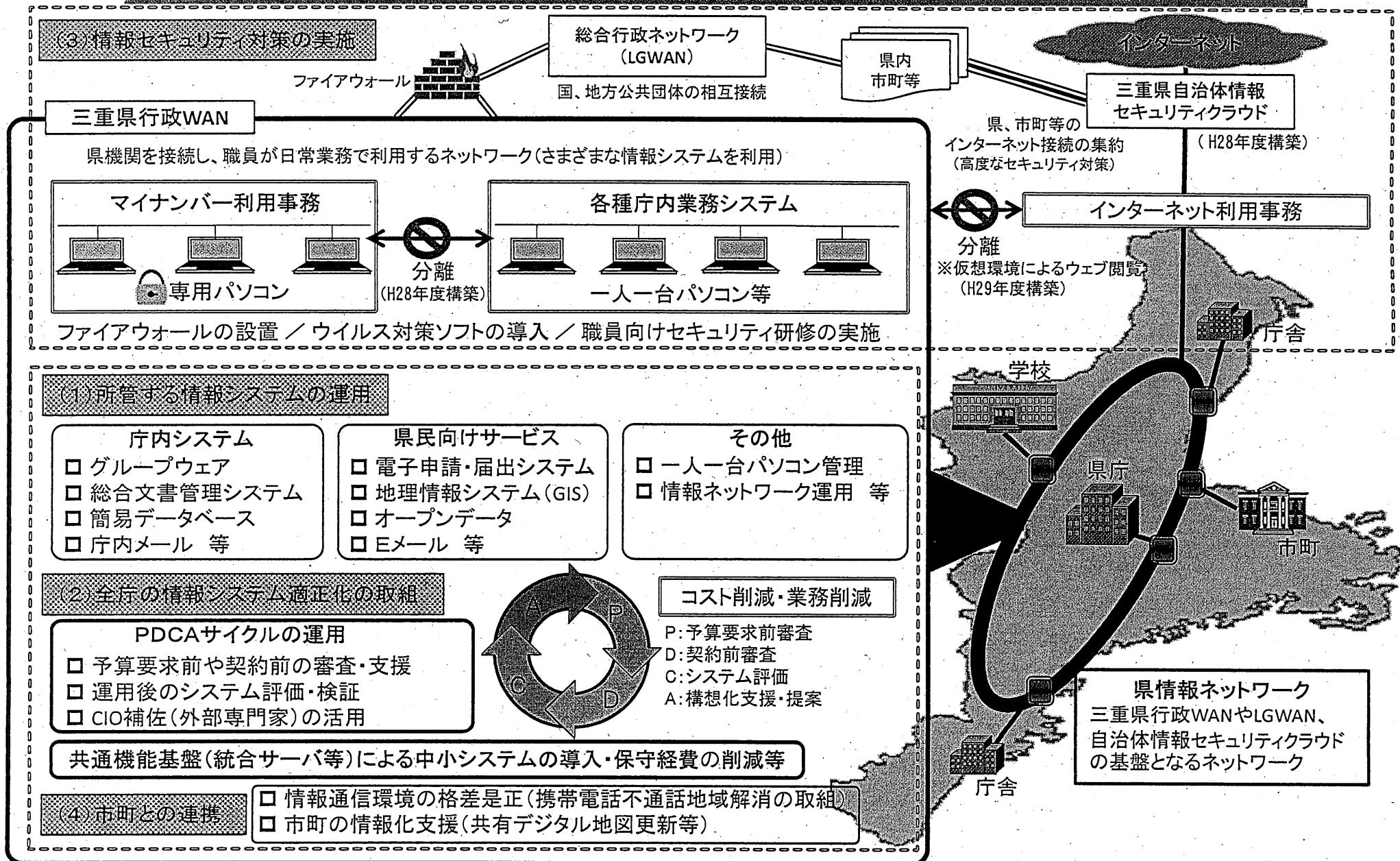
(2) 今後の方針

県内全域の共有デジタル地図について、三重県市町総合事務組合と共同して、今年度中の完成をめざして、地図更新に向けた整備を進めています。

また、携帯電話不通話地域の解消について、引き続き、県内市町と連携し、携帯電話事業者に対して基地局の整備を働きかけていきます。

さらに、自治体クラウドについて、引き続き、市町の導入に向けた働きかけ・支援を行っていきます。

県の情報システム（ネットワーク）の全体像



5 「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の取組について

1 協議会の設置

(1) 目的・経緯

県と市町が連携の強化をはかり、協働して地域づくりの基盤を整備し、地域づくりを推進するため、「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」（以下「協議会」という。）を平成21年2月に設置しました。

(2) 協議会の位置づけ

協議会の取組は、平成21年4月から「三重県地域づくり推進条例」（平成20年5月20日施行、以下「条例」という。）第4条第1項で規定された「地域づくりが円滑かつ効果的に行われる仕組み」として位置づけています。

2 協議会の仕組み（別紙参照）

(1) 役員・構成員

会長—三重県知事

副会長—三重県市長会会长、三重県町村会会长、

三重県地域連携部を担任する副知事

構成員—市町長、副知事、危機管理統括監、県各部局長等および地域防災総合事務所長、地域活性化局長

※協議会は、県と市町が対等な関係で設置する共管組織です。

(2) 組織

全県会議—県内の全県的な政策課題等の協議・検討

地域会議—地域防災総合事務所および地域活性化局単位で、市町の地域づくりに関する課題の協議・検討

3 今後の取組

本年度の取組として、全県会議では、「L G B T支援施策の連携」、「犯罪被害者等支援施策」、「スマート自治体推進」をテーマに検討会議を設置し、全県的な課題の協議・検討に取り組みます。地域会議では、「知事と市町長との1対1対談」や地域防災総合事務所および地域活性化局単位の検討会議を通じて、地域・市町の実情に応じた地域づくりの支援に取り組みます。

また、協議会の平成30年度における取組状況については、条例第5条に基づき議会に報告させていただくとともに、これを公表します。

【参考】

「三重県地域づくり推進条例」（抜粋）

(県の役割等)

第4条 県は、住民をはじめとする多様な主体と対等の立場において信頼かつ協調の関係を保持し、多様な主体の意見が反映された地域づくりが円滑かつ効果的に行われるよう必要な仕組みを構築し、機能させるものとする。

- 2 知事は、前項の規定により仕組みを構築しようとするときは、その仕組みを議会に示さなければならない。
- 3 前項に規定する仕組みは、この条例の趣旨を尊重し、知事が定めるものとする。

(議会への報告)

第5条 知事は、毎年、前条第二項の規定により議会に示した仕組みに基づく地域づくりの実施状況について、議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の仕組み

全県会議**総会**

- 全県的な課題について意見交換
- 連携・協働、役割分担のあり方の対応策の承認
- 検討会議等での検討指示

構成：市町長

 市長会会长、町村会会长
 知事、副知事
 危機管理統括監
 各部局長等
 地域防災総合事務所長・
 地域活性化局長

報告

指示

調整会議

- 地域づくりに関する各種協議
- 検討会議の設置決定、協議内容に係る意見調整

構成：市町企画担当課長

 県各部局主管課長
 地域防災総合事務所・地域活性化局担当室長

報告

指示

検討会議

- 全県的な課題に関する取組

構成：市町関係課
 県関係課等**地域会議****1対1対談**

- 市町固有の具体的課題を議論
- 課題等の共通認識の醸成と解決を導くための協議

構成：市町長、知事

サミット会議

- 地域共通の課題を議論
- 地域課題の共通認識の醸成と地域における連携・協働に向けた協議

構成：関係市町長、知事、地域連携部長、南部地域活性化局長、関係部局長、地域防災総合事務所長・地域活性化局長

調整会議

- 地域防災総合事務所・地域活性化局単位等での地域づくりに関する各種協議
- 検討会議の設置決定、協議内容に係る意見調整

構成：市町関係部課長

 地域防災総合事務所長・地域活性化局長
 地域防災総合事務所・地域活性化局担当室長

報告

指示

検討会議

- 桑名、四日市、鈴鹿、津、松阪、伊賀の6地域防災総合事務所、南勢志摩、紀北、紀南の3地域活性化局における地域課題への取組

構成：関係市町関係課、関係地域防災総合事務所・地域活性化局担当室、関係県地域機関等

事務局：県・市長会・町村会

6 移住促進の取組について

1 現状と課題

(1) 背景

人口減少が進む中、自然減と社会減に対して幅広い視点から対策を講じ、豊かで活力ある社会をつくっていく必要があります。

このため、県では、三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づいてさまざまな取組を進めており、その取組の一つとして「総合的な移住の促進」を図ることとしています。

また、みえ県民力ビジョン・第二次行動計画においても「移住の促進」を施策に位置づけて取組を進めているところです。

(2) これまでの取組

首都圏での移住相談窓口である「ええとこやんか三重 移住相談センター」では、移住相談アドバイザーと就職相談アドバイザーが常駐して相談に対応するとともに、関西圏、中京圏においても移住相談デスクを毎月開催したり、移住相談会を開催するなど、きめ細かな相談対応を行ってきました。また、ホームページ等による情報発信の充実、「『ええとこやんか三重』県と市町の移住促進検討会議」を活用した市町の受入体制の整備などに取り組んできました。

その結果、平成30年10月に29市町全てに移住相談窓口が設置され、30年度は、相談件数が1,414件（前年度1,332件：約6%増）、空き家バンクや空き家リノベーション事業など県および市町の施策等を利用した県外からの移住者数が371人（前年度322人：約15%増）となり、平成27年度から4年間の移住者数は1,000人を超えていました。

○平成27年度以降の移住者数（※）及び相談件数の推移

	H27	H28	H29	H30	計
移住者数	124人	205人 (65%増)	322人 (57%増)	371人 (15%増)	1,022人
相談件数	750件	1,137人 (52%増)	1,332件 (17%増)	1,414件 (6%増)	4,633件

※県及び市町の施策を利用した県外からの移住者数

(3) 課題

全国の多くの自治体においても、移住促進の取組が強化されていることから、一人でも多くの人に三重県を選んでいただけるような取組が求められています。

移住希望者は就労情報へのニーズが高く、また、仕事を通じた自己実現を重視する傾向がみられることから、企業等への就職だけではなく、これまでに培ったスキルを生かした起業希望などにも対応した取組が必要となります。

2 取組方針

次の3本の柱を取組方針として、移住の促進に取り組んでいきます。

- (1) ワンストップできめ細かな移住相談体制の確立
- (2) 総合的な情報発信と移住促進に向けた気運の醸成
- (3) 移住者を受け入れる地域の体制の整備

3 令和元年度の取組

令和元年度も引き続き、市町との連携を密にし、3本の柱に基づき取組を推進します。

(1) ワンストップできめ細かな移住相談体制の確立

① 首都圏における相談体制

常設の相談窓口に加えて、市町参加型テーマ別移住相談セミナー（9回程度）、U・Iターン就職セミナー（4回程度）を実施します。

② 関西圏における移住相談体制

移住相談デスク（12回程度）、移住相談会（4回程度）を実施します。

③ 中京圏における移住相談体制

移住相談デスク（12回程度）、移住相談会（1回程度）を実施します。

(2) 総合的な情報発信と移住促進に向けた気運の醸成

全国フェアへの出展や他県との広域連携によるプロモーションを行うとともに、引き続き、ホームページやソーシャルメディア等による情報発信を行います。

また、今年度は、市町や関係団体、企業等さまざまな主体と連携・協力し、移住希望者が地域の現状を知ったうえで課題解決のためのプランを提案する場をつくることなどにより、起業や新規就農など仕事を通じた自己実現を重視する若者と地域の思いをつなぐきっかけづくりに取り組みます。

<取組のスキーム>

- ・起業、就農などの思いを実現した移住者のロールモデルを発信
- ・担い手を求める地域のニーズ等を知る「スタートアップゼミ」の開催
- ・地域の人と交流し、課題と現状を知る「フィールドワーク」の実施
- ・地域の課題解決のためのプランを提案する交流会の開催

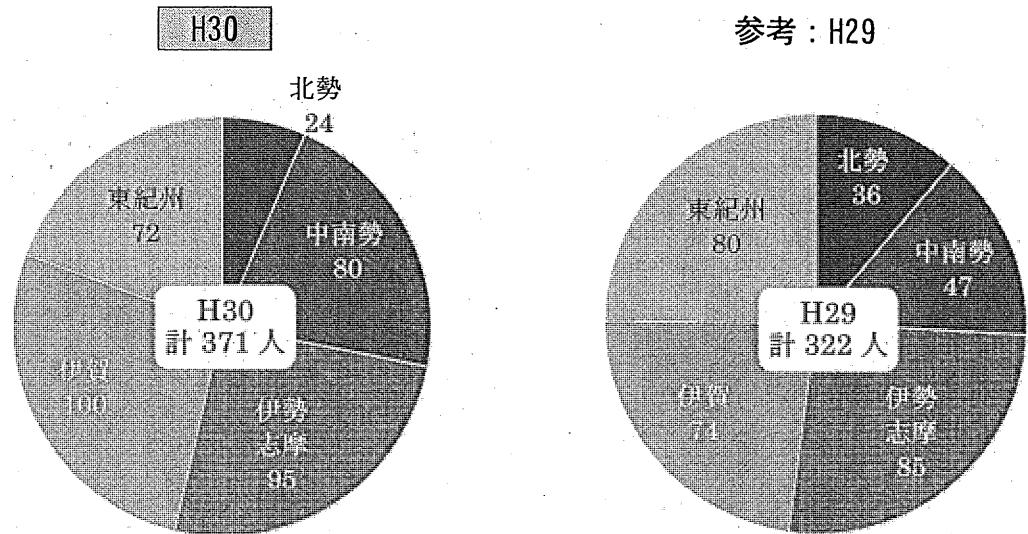
(3) 移住者を受け入れる地域の体制の整備

県と市町の担当者会議や研修会等を開催し、県が把握した移住希望者のニーズを共有するとともに、移住促進の効果的な手法や課題等について協議・検討し、県と市町、市町同士の連携強化と、移住者を受け入れる地域のさらなる体制整備を図ります。

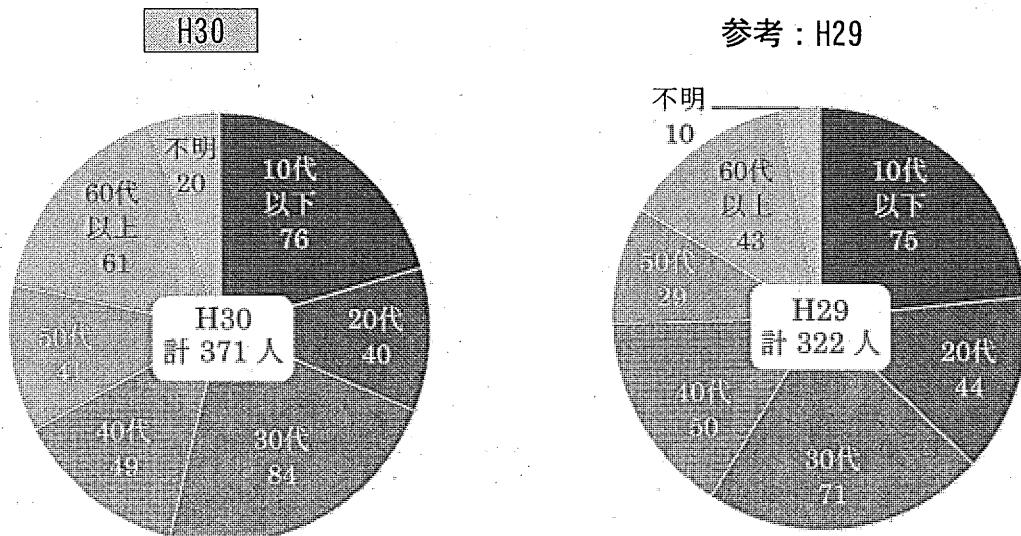
平成 30 年度 県および市町の施策を利用した県外からの移住者の内訳
移住者数 371 人

項目	H30		参考 (H29)		
	移住者数	割合	移住者数	割合	
内訳	空き家バンク	107 人	28.8%	84 人	26.1%
	市町の補助・助成制度利用	87 人	23.5%	93 人	28.9%
	市町移住相談窓口利用	73 人	19.7%	52 人	16.1%
	その他各市町施策	39 人	10.5%	8 人	2.5%
	空き家リノベーション事業	6 人	1.6%	13 人	4.0%
	地域おこし協力隊(任期終了)	20 人	5.4%	7 人	2.2%
	農業次世代人材投資資金 (旧青年就農給付金)	5 人	1.3%	17 人	5.3%
	その他県施策	34 人	9.2%	48 人	14.9%
合計		371 人	-	322 人	-

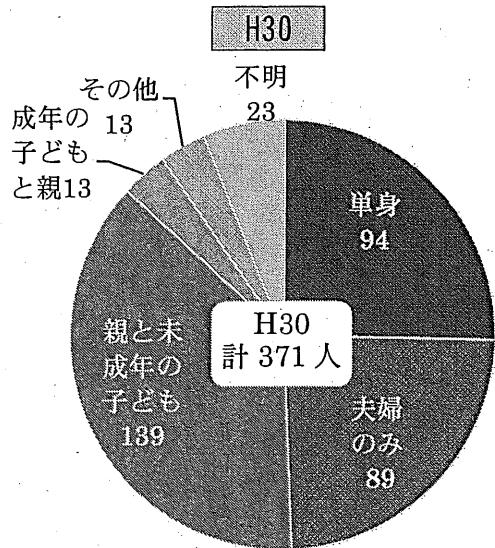
(1) 移住先の地域



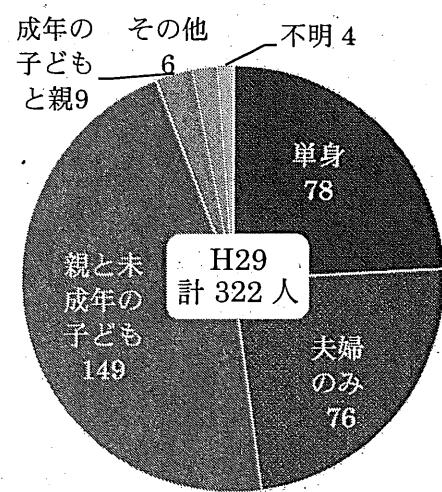
(2) 年代



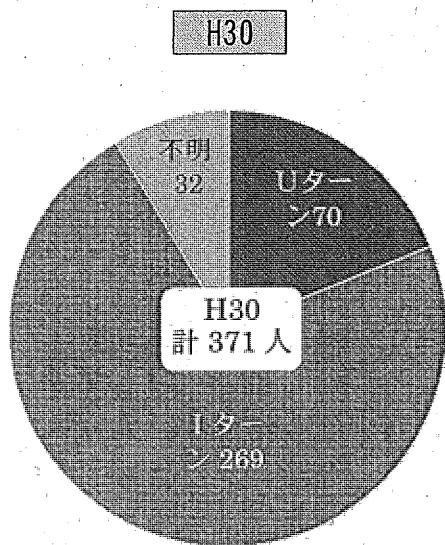
(3) 家族構成



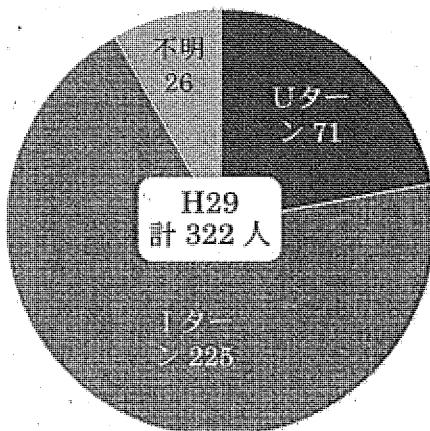
参考 : H29



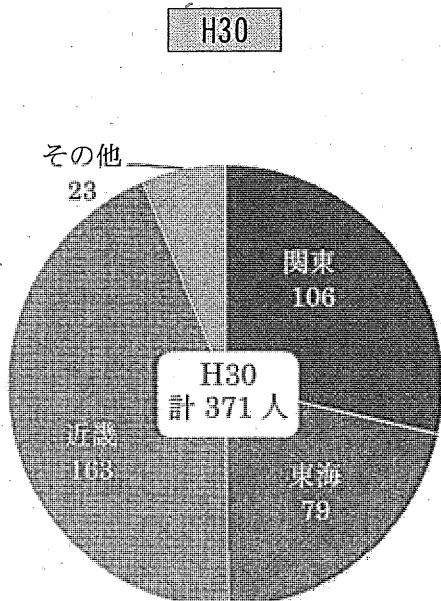
(4) Uターン/ Iターン



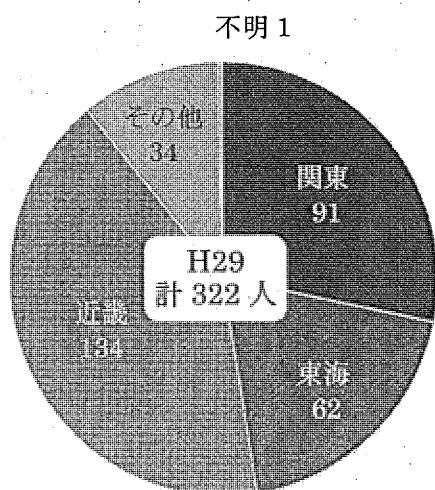
参考 : H29



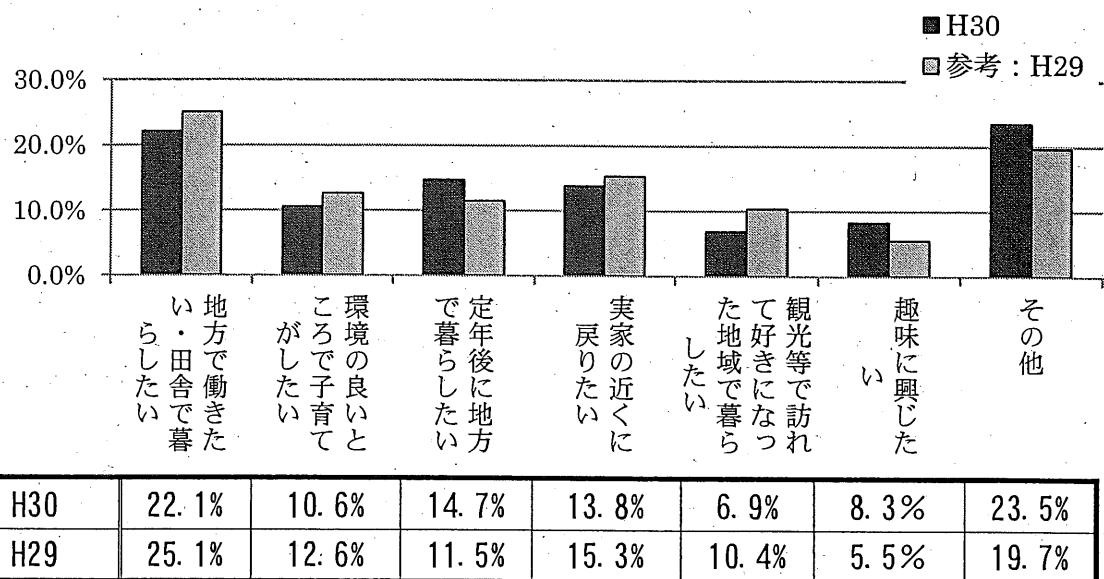
(5) 移住前の住所



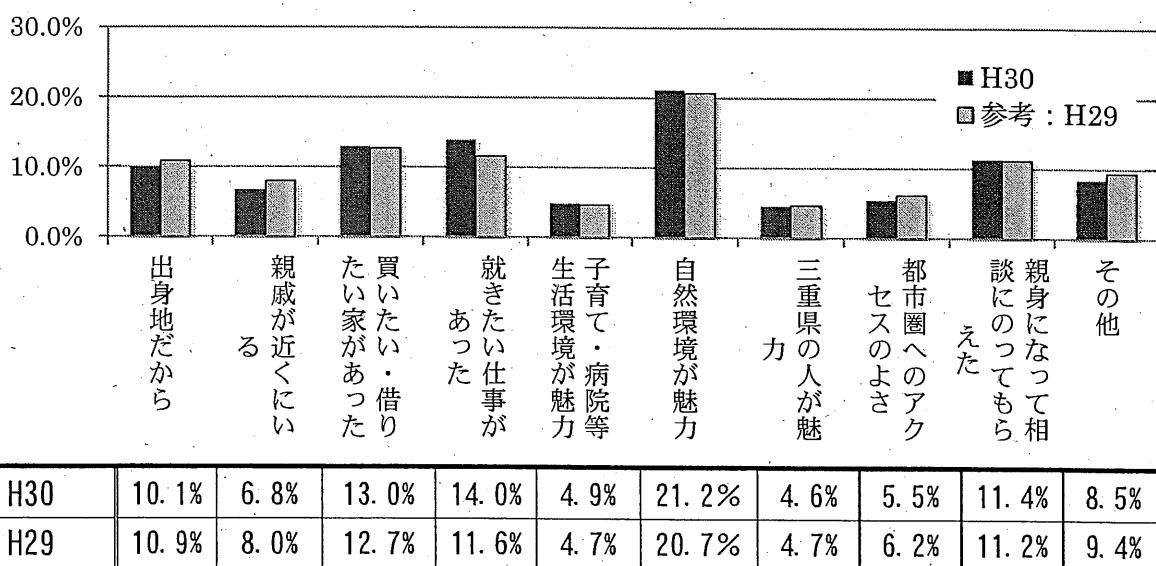
参考 : H29



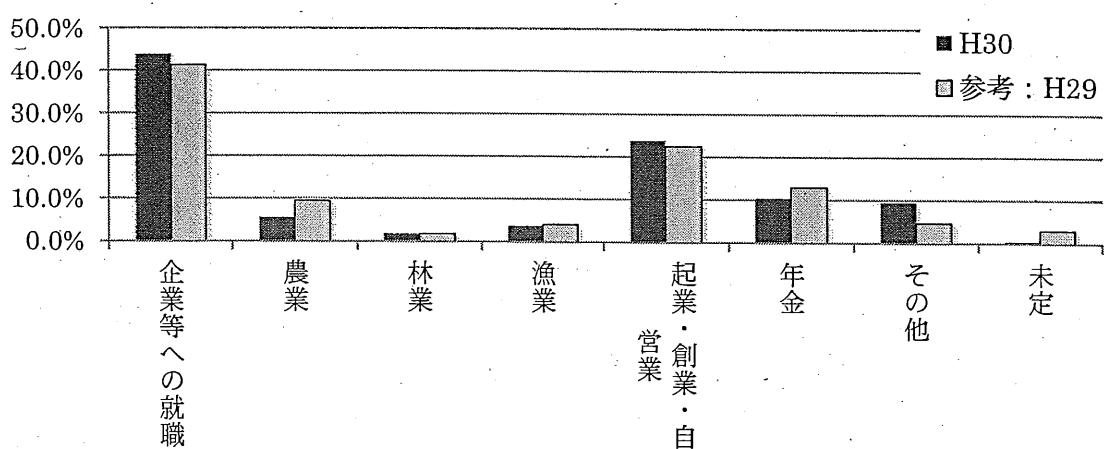
(6) 移住のきっかけ (複数回答有 延べ H30 : 217 件、H29 : 183 件)



(7) 三重県に決めた理由 (複数回答有 延べ H30 : 307 件、H29 : 276 件)



(8) 移住後の生活基盤 (複数回答有 延べ H30 : 209 件、H29 : 169 件)

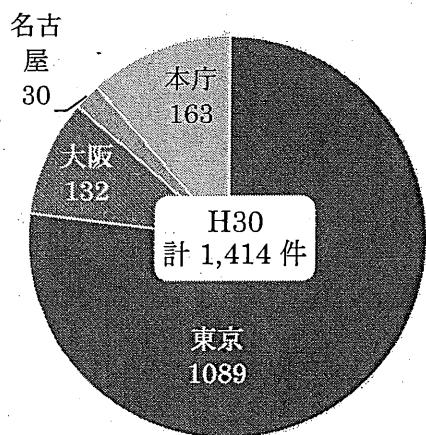


平成3.0年度移住相談の状況

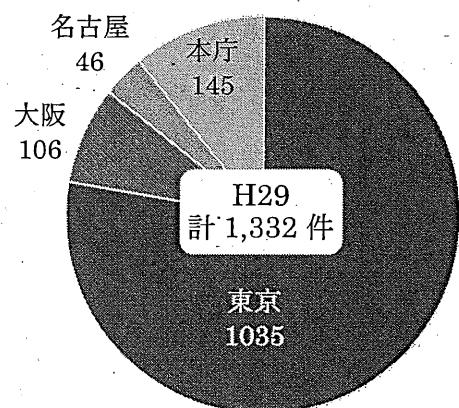
相談件数 1,414 件

(1) 受付場所

H30

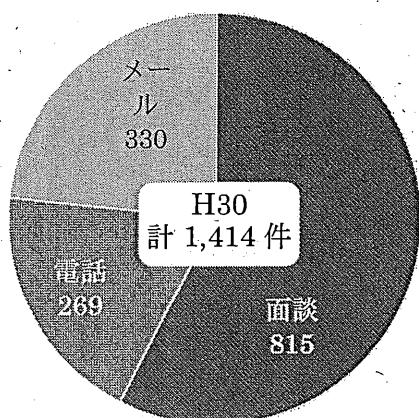


参考 : H29

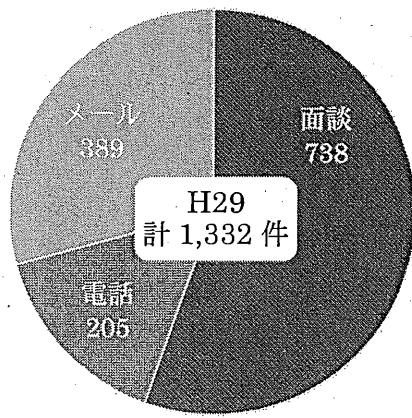


(2) 相談方法

H30

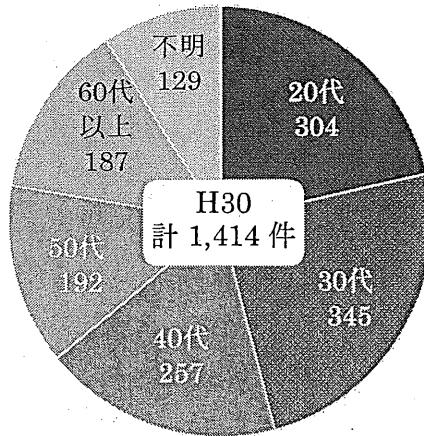


参考 : H29

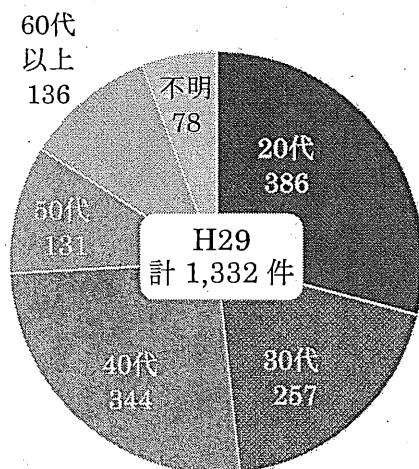


(3) 年代

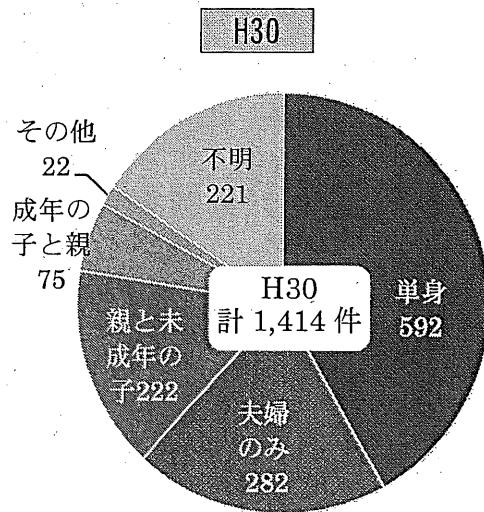
H30



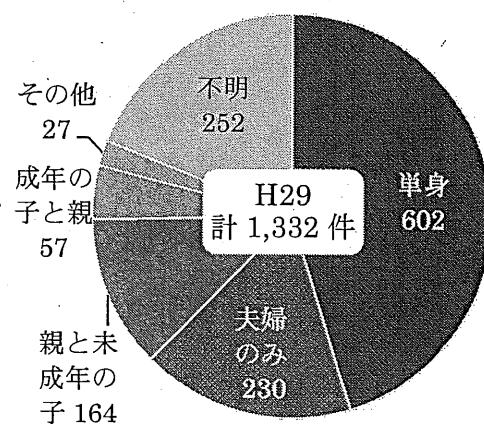
参考 : H29



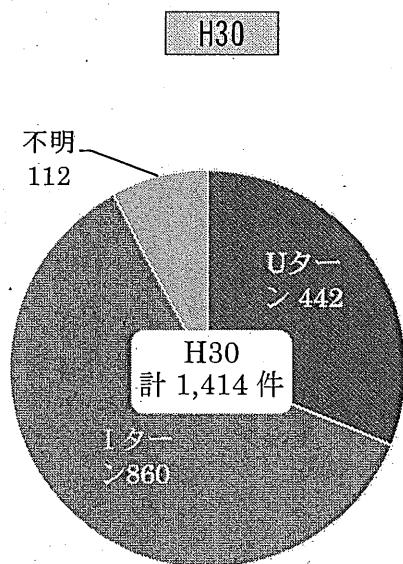
(4) 家族構成



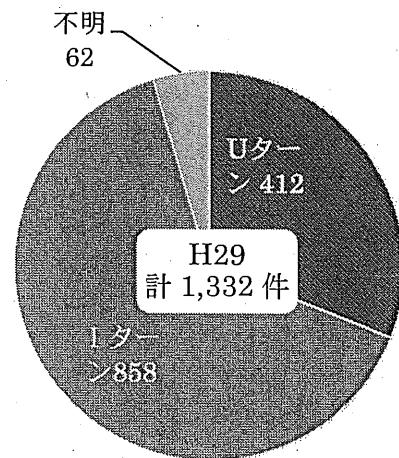
参考 : H29



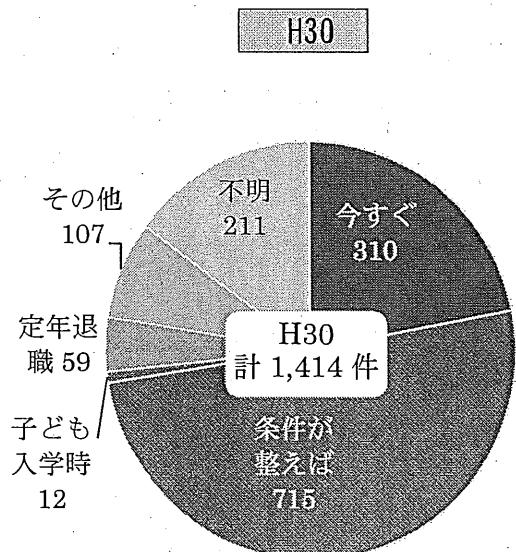
(5) Uターン/Iターン



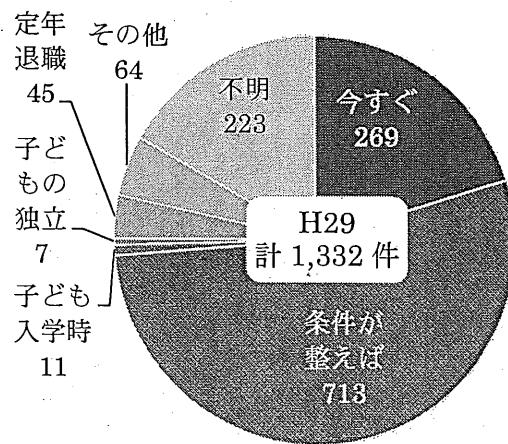
参考 : H29



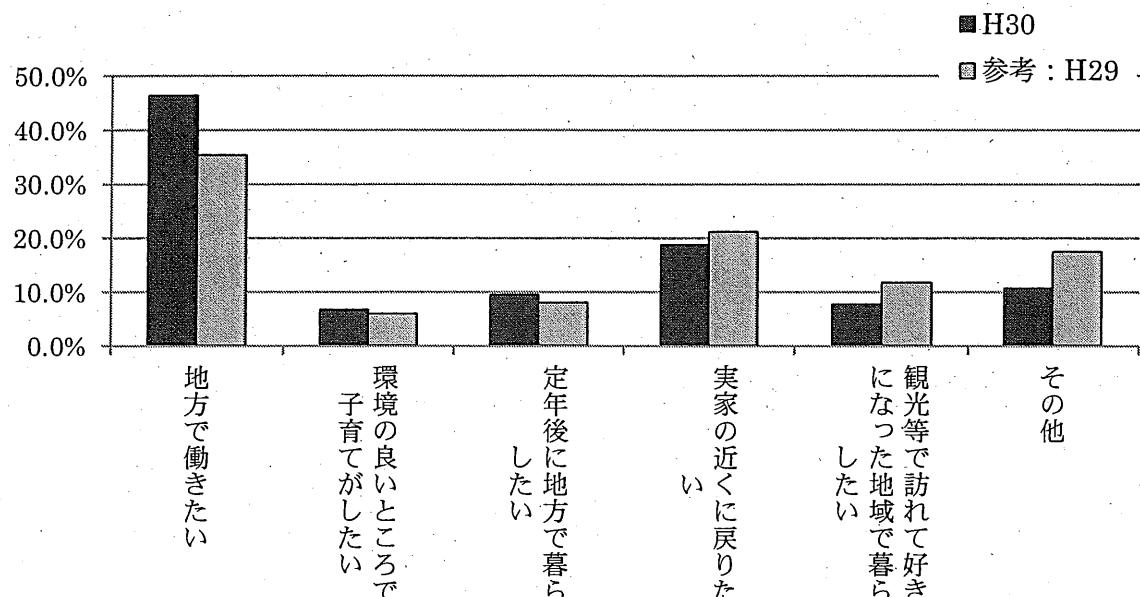
(6) 移住希望時期



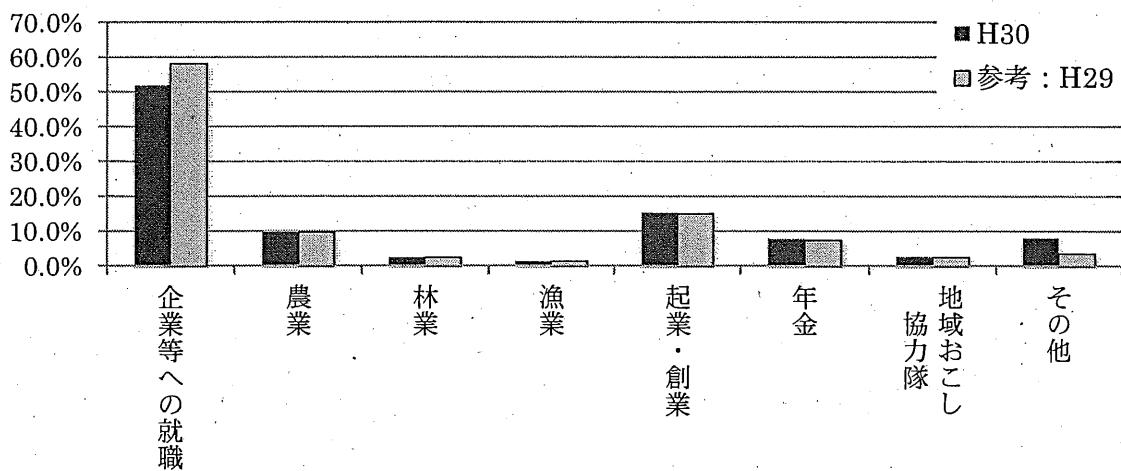
参考 : H29



(7) 相談のきっかけ（複数回答有 延べ H30:1,648 件、H29:1,573 件）



(8) 移住先での生活基盤（複数回答有 延べ H30:1,587 件、H29:1,551 件）



7 中山間地域等における人材育成の取組について

1 現状と課題

中山間地域は、都市部と比較して高齢化や人口流出が深刻な状況にあることから、コミュニティ機能の低下などの課題が顕在化してきています。平成28年度に県が実施した中山間地域の将来像と地域の課題についての調査でも10年後の課題として「地域の担い手不足」をあげる住民が56.3%と最も高かったことから、平成29年度より中山間地域等での持続可能なコミュニティづくりに向けた人材育成事業「みえのみらいづくり塾」に取り組んでいるところです。

2 みえのみらいづくり塾の概要

中山間地域等における今後のコミュニティ活動を担う世代で、自治会などの住民自治組織から推薦された2~3名の住民グループを対象に、今後の活動に役立つ知識を学ぶ講義に加え、受講者自らが地域住民を交えたワークショップを運営する実践的なカリキュラムを取り入れています。

平成29年度~30年度の2年間で22地域、58名が受講するとともに、受講者が中心となり各地域で開催したワークショップには、合計402名の住民が参加し、地域が抱える課題やその解決策について話し合いが行われました。

[平成30年度 受講地域]

- | | |
|--------------------------|--------------------|
| ・鈴鹿市 住吉奈良環境を守る会 | ・伊勢市 東大淀地区まちづくり協議会 |
| ・津市 上ノ村環境保全プロジェクト | ・名張市 薦原地域づくり委員会 |
| ・津市 南が丘小学校PTA | ・名張市 箕曲地域づくり委員会 |
| ・津市 南黒田自治会 | ・鳥羽市 安楽島町内会 |
| ・松阪市 茅広江まちづくり協議会 | ・多気町 相可団MOT |
| ・松阪市 豊地まちづくり協議会 | ・大台町 栗生区自治会 |
| ・松阪市 NPO法人isierra(アイシエラ) | |

[平成29年度 受講地域]

- | | |
|-------------------|-------------------|
| ・鈴鹿市 郡山まちづくり協議会 | ・松阪市 川俣地区住民協議会 |
| ・亀山市 野村地区まちづくり協議会 | ・伊賀市 柚植地域まちづくり協議会 |
| ・亀山市 加太地区まちづくり協議会 | ・名張市 赤目まちづくり委員会 |
| ・津市 多気の郷元気づくり協議会 | ・名張市 桔梗が丘自治連合協議会 |
| ・松阪市 有間野住民協議会 | |

3 取組方針

引き続き、市町と連携して「みえのみらいづくり塾」を開催し、住民等が主体となったコミュニティの維持や生活サービス機能の確保に向けた取組が、より多くの地域で展開されるよう、担い手の育成に取り組むとともに、当事業の実施により得られた知見等を活用し、市町による持続可能な地域づくりの取組を支援していきます。

4 令和元年度の講義テーマ及び日程等

これまで以上に受講者にとって、地域づくりが身近に感じられ、モデルとなるような事例を取り上げた講義を充実させるとともに、各地域でのワークショップ開催の準備が円滑に行えるよう、関連する講義を早期に行うなどの工夫を図り、5回の講義と各地域でワークショップを実施します。

＜講義テーマ及び日程＞

- ・第1回 講義「人口減少地域での持続可能なまちづくり」(7月20日)
IIHOE[人と組織と地球のための国際研究所]代表者 川北 秀人氏
- ・第2回 講義「地域運営組織の進め方」(8月24日)
NPO法人都岐沙羅パートナーズセンター 理事・事務局長 斎藤 主税氏
- ・第3回 講義「地域における対話(話し合い)の場づくり」(9月21日)
皇學館大学教育開発センター 准教授 池山 敦氏
- ・第4回 講義「地域資源を生かした地域づくり」(10月5日)
波多コミュニティ協議会 会長 山中 満寿夫氏
- ・第5回 講義「多様な主体と連携した地域づくり」(11月9日)
一般社団法人がもう夢工房 理事長 向井 隆氏
事務局長 東田 八郎氏
- ・第6回 各地域で実践「ワークショップ」(11月～2月)

8 市町の行財政運営への支援について

県では、県内 29 の市町が自主的・自立的な行財政運営を行いながら、県民に必要な行政サービスを効率的・効果的に提供できるよう、市町に対する助言や情報提供などの支援を行っています。

1 行財政運営

(1) 現状と課題

県内市町は、厳しい地方財政の中、少子高齢化や人口減少、公共施設の老朽化などの今日我が国が直面する課題をはじめ、地域における様々な行政課題に取り組んでいます。その財政状況については、実質収支が赤字の団体はありませんが、経常収支比率が高止まりしている団体も多いなど、厳しい財政運営の状況が続いている。

市町において、基礎自治体としての自主性、自立性が確保され、効率的かつ効果的な行財政運営が安定的に行われるとともに、社会経済情勢の変化やこれに伴う国の制度変更などへの対応が円滑に行われる必要があります。

(2) 今後の取組

今後も引き続き、市町の自主性を尊重しつつ、適切な行財政制度の運用や財政健全化の取組等について、「市町と県との勉強会」の開催などを通じて、市町に対し必要な助言や情報提供による支援を行います。

2 権限移譲

(1) 現状と課題

全国的に権限移譲が一定進み、国の分権改革の重点が、期間を区切った全国一律の集中的な取組から、地方の発意に根差した息の長い取組へ移ってきました。

同時に、市町においては、近年の厳しい財政状況や行政改革による職員数の減少など、権限移譲の検討に際し個々の課題を抱えていることから、これらの課題を市町と協力して克服していくため、自発的かつ詳細にわたる移譲の検討が求められています。

こうした状況を踏まえ、移譲事務の重点化を図り、県と市町において移譲の効果や課題について詳細な検証を行うこととする改正を盛り込んだ三重県権限移譲推進方針（第2次改定）を平成 29 年 4 月に策定しました。

昨年度は、市町との協議を経て選定した 4 つの重点移譲事務（農地転用許可等、景観計画の策定等、屋外広告物の許可等、介護保険法に基づく事業者の指定等）について、関係部と緊密に連携しながら、勉強会や個別訪問による意見交換を重ねることにより、移譲の効果や課題などについて理解を深め、いくつかの団体では移譲の方針決定を行つていただきました。

引き続き、同方針に基づき、市町の実情に応じた権限移譲の検討がさらに進むよう、取り組んでいく必要があります。

(2) 今後の取組

今年度においては、昨年度の4事務に加え、新たに都市計画法に基づく開発許可にかかる事務を重点移譲事務に位置付け、引き続き、市町の自主性・自立性を尊重し、関係部局と連携しながら、地域の実情に応じた権限移譲の検討を促進します。

3 地方創生

(1) 現状と課題

平成26年度に「まち・ひと・しごと創生法」が制定されたことを受け、平成27年度までに県内の全ての市町において「地方版総合戦略」と「地方人口ビジョン」が策定され、市町の地方創生の実現に向けて取り組んでいます。

県においては、これまで市町との勉強会や市町訪問による意見交換を開催し、地方創生関連交付金に係る事業計画の策定支援や、他県の優良事例の紹介など、市町の取組の実効性が高まるよう、必要な助言や情報提供を行ってきました。5月には、地方創生推進交付金等の一層の活用に向け、国と連携して説明会を開催し、市町実務者に対する国の支援施策の周知・広報や事業計画等に関する個別相談を行ったところです。また、本年度は、市町総合戦略が最終年度となるため、同じく最終年度を迎える改定を行う県総合戦略との連携をより緊密にしていく必要があります。

市町の地方創生を実現するためには、総合戦略に位置づけられた取組が円滑に行われるとともに、実施された施策や事業の効果を検証し、必要に応じて総合戦略を改定するという一連のプロセスを着実に踏んでいくことが重要であるため、引き続き、こうしたプロセスが円滑に進むよう、市町の取組に対し、必要な助言や情報提供等を行う必要があります。

(2) 今後の取組

総合戦略に位置づけられた取組を地方創生の実現につなげられるよう、市町との勉強会などの機会を通じて、国や県の総合戦略の改訂状況や他府県の優良事例等の情報提供を行うなど、市町の主体的な取組を積極的に支援するとともに、市町との更なる連携の強化を図ります。

9 スポーツの推進について

1 地域スポーツの推進

(1) 現状

本県では、平成30年に開催された全国高等学校総合体育大会（インターハイ）に続き、今後も令和2年に全国中学校体育大会、その翌年に国民体育大会（三重とこわか国体）及び全国障害者スポーツ大会（三重とこわか大会）と大規模なスポーツ大会が連続して開催されます。加えて令和2年には東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催を控えています。

こうした機会に、スポーツのもつ多面的な価値を県民の皆さんと共有し、県民の力を結集したスポーツによる元気な三重づくりをめざしていくため、昨年度に「第2次三重県スポーツ推進計画」を策定しました。

この計画に基づくさまざまな取組のうち、地域スポーツの推進について、スポーツ推進月間の取組など県民の皆さんのがスポーツを「する」「みる」「支える」ための機運の醸成や、地域におけるスポーツ活動の推進、スポーツを通じた地域の活性化に取り組んでいます。

(2) 課題

国のスポーツ基本計画では、成人の週1回以上の運動・スポーツ実施率が3人に2人（65%程度）となることが目標とされています（現状値55.1%）。

これを踏まえて、「第2次三重県スポーツ推進計画」及び「みえ県民力ビジョン第2次行動計画」においても65%を目標として取り組んでいます（現状値53.4%）。

この目標を達成するため、東京オリンピック・パラリンピック競技大会などを契機として、県民の皆さんのがスポーツに参画する機運の醸成や機会の充実を図っていく必要があります。

(3) 今後の取組

①本県のスポーツ推進と地域活性化への取組について

スポーツ推進月間を9月、10月に設定し、フォーラムを開催するなど、県民の皆さんのがスポーツを「する」「みる」「支える」ための機運の醸成を図ります。

また、みえスポーツフェスティバルや美し国三重市町対抗駅伝の開催などにより、県民の皆さんのがスポーツに親しむ機会の充実に努めるとともに、市町を対象とした誘客交流に関する研修会を開催するなど、スポーツを通じた地域活性化に取り組んでいきます。

県内初のJリーグチーム誕生に向けた取組として、今後も三重県サッカー協会を中心とした「Jクラブ誕生とスタジアム建設を推進する県民会議」の場で議論に参画していきます。

②東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けての取組について

関係市町・関係団体と連携して、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の事前キャンプ地誘致やホストタウンなどの交流促進に取り組み、県民の皆さんよりスポーツを身近に感じてもらえるよう、一層取組を進めています。

また、県民の皆さんのが「オール三重」で参加する貴重な機会となる聖火リレーについては、県内市町や関係機関等の協力を得て、ランナー選定や各種行事の計画立案、広報活動等、本格的な運営準備を進めます。

2 スポーツ施設の管理運営・整備

(1) 現状

①スポーツ施設の管理運営

国体・全国障害者スポーツ大会局では、三重交通G スポーツの杜 鈴鹿（鈴鹿スポーツガーデン）、三重交通G スポーツの杜 伊勢（総合競技場）、松阪野球場、ライフル射撃場の4施設を所管しています。いずれも指定管理者制度を活用して（指定の期間 令和元年度～5年度）、施設の安全性・利便性の確保及び効果的・効率的な管理運営に努めています。（別紙）

施設名	指定管理者
・三重交通G スポーツの杜 鈴鹿	三重県体育協会グループ（※）
・三重交通G スポーツの杜 伊勢	三重県体育協会グループ（※）
・松阪野球場	（公財）三重県体育協会
・ライフル射撃場	三重県ライフル射撃協会

※（公財）三重県体育協会と（株）ジャパンスポーツ運営によるJV

なお、三重県行財政改革取組における新たな財源確保対策の一環として、鈴鹿スポーツガーデン及び総合競技場にネーミングライツを導入しています。ネーミングライツ・パートナーとして三重交通グループホールディングス株式会社を決定し、平成26年10月1日から、それぞれ「三重交通G スポーツの杜 鈴鹿」「三重交通G スポーツの杜 伊勢」を愛称として使用しています。（ネーミングライツ料：両施設で1000万円／年、令和6年9月30日までの10年間）

②スポーツ施設の整備

三重交通G スポーツの杜 伊勢については、平成30年の全国高等学校総合体育大会や令和3年の三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催に向け、平成27年度から大規模改修を行い、平成28年4月に補助競技場の供用を開始し、平成29年10月にメイン競技場の供用を開始しました。平成30年度には多目的広場が完成し、すべての整備が完了しました。

また、ライフル射撃場については国体の競技施設基準に適合するよう平成29年度に射場整備を行いました。

(2) 課題

施設の管理運営については、指定管理者と連携しながら利用者の満足度の向上につながるような効果的・効率的な運営はもとより、地域スポーツや競技力向上の拠点として、施設の老朽化への対応等、施設機能の維持・向上を図ることが求められています。

(3) 今後の取組方針

①管理運営

施設の管理運営については、引き続き指定管理者と連携しながら、効果的・効率的な運営や、施設の維持・向上に努めるとともに、必要となる施設の補修や設備・備品の整備等に努めていきます。

また、年間利用者数について目標を達成できるよう努めていきます。

〈県営スポーツ施設年間利用者数の目標及び実績〉

(単位：人)

	実績					目標 R元注
	H26	H27	H28	H29	H30	
三交G鈴鹿	488,845	462,461	500,926	464,068	583,958	541,600
三交G伊勢	350,927	341,069	308,001	342,241	556,801	401,800
松阪野球場	29,692	30,211	35,751	36,012	38,420	33,800
ライフル射撃場	869	861	803	327	2,110	800
合計	870,333	834,602	845,481	842,648	1,181,289	978,000

注 みえ県民力ビジョン 第二次行動計画の目標値

②施設改修等の整備

三重交通G スポーツの杜 鈴鹿、三重交通G スポーツの杜 伊勢、松阪野球場、ライフル射撃場について、利用者の安全・安心にかかる補修を中心に必要な整備を行っていきます。

国体・全国障害者スポーツ大会局が所管する県営スポーツ施設

スポーツ推進課

	三重交通G スポーツの杜 鈴鹿	三重交通G スポーツの杜 伊勢	松阪野球場	ライフル射撃場
所在地	鈴鹿市御園町 1669 番地	伊勢市宇治館町 510 番地	松阪市立野町 1370 番地	津市中村町字国主谷
設置年月	第1期 H4.10 / 第2期 H9.7 / 第3期 H19.4	体育館 S39.4/S47.4 競技場 S43.12/S48.5 トレーニングセンターH2.3	S50.8	S47 年度
施設の概要	<p>□敷地面積 391,000 m²</p> <p>(第1期)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○サッカー・ラグビー場 (H4.10.11 供用開始) メイングランド面積 14,432 m² 第1・2グランド面積 25,500 m² 第3・4グランド面積 28,600 m² メインスタンド地上 3階鉄筋コンクリート造 <p>(第2期)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○屋内水泳場 (国際公認、JOC 認定競技別強化センター指定施設) (H9.7.12 供用開始) 建築面積 10,185 m²、延面積 18,807 m²、地上 3階地下 1階鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨造) ○庭球場 (H9.7.12 供用開始) <ul style="list-style-type: none"> ・管理棟: 建築面積 472 m²、延面積 1,168 m² 地上 3階鉄筋コンクリート造 ・センターコート: 建築面積 1,581 m²、延面積 1,987 m²、地上 2階鉄筋コンクリート造 ・シェルターコート: 建築面積 3,465 m² 延面積 3,031 m²、地上 1階鉄筋コンクリート造 ・屋外テニスコート: 延面積 16,100 m² ・屋外テニスコントロール棟: 建築面積 78 m² 延面積 105 m²、地上 2階鉄筋コンクリート造 ○体育館 (H19.4.1 供用開始) 延面積 4,308 m²、アリーナ面積 2,010 m² 地上 2階鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨造) (第3期以降) ○多目的広場 (H17.9.1 供用開始) 面積 5,212 m² ○クライミングウォール (H19.7.21 供用開始) 高さ 12m×幅 4m 	<p>□敷地面積 185,426 m² (五十鈴公園全体)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○体育館 (S39.4 供用開始) 建築面積 3,748 m²、延面積 5,783 m² 地上 3階・地下 1階鉄筋コンクリート造 ○体育館別館 (S47.4 供用開始) 建築面積 968 m²、延面積 1,093 m² ○陸上競技場 (日本陸連第1種公認、国際陸連認証 クラス 2) (S43.12 供用開始、H27~H29 大規模改 修、H29.10.21 供用開始) <ul style="list-style-type: none"> ・メインスタンド 建築面積 6,070 m²、延面積 11,378 m² 地上 4階鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 ・バックスタンド 建築面積 4,078 m²、延面積 5,699 m² 地上 2階鉄筋コンクリート造 ・サイドスタンド 建築面積 5,047 m²、延面積 3,374 m² 地上 1階・地下 1階鉄筋コンクリート造 ・メインフィールド 400m×9 レーン ・大型映像装置 ○補助競技場 (第3種公認) (H28.4.11 供用開始) ○投げき場 (H28.8 供用開始) ○トレーニングセンター (H2.3 供用開始) ○多目的広場 (H31.3.14 供用開始) 面積 12,446 m² 	<p>□敷地面積 25,182 m²</p> <ul style="list-style-type: none"> ○野球場管理棟及びメインスタンド (S50.8 設置) 地上 2階鉄筋コンクリート造 ○芝生スタンド 8,971 m² ○グラウンド 1面 13,787 m² (両翼 92.8m、ホームセンター間 120 m) 	<p>□敷地面積 21,055 m²</p> <ul style="list-style-type: none"> ○管理棟 100 m² (S48 年度供用開始) 延床面積 100 m²、地上 1階鉄骨造 ○10m 射場 (第2種射撃場) (S49 年度 設置、H29 建替、H30.3.3 供用開始) 建築面積 731 m²、延床面積 722 m² 地上 1階鉄骨造 28 射座 ○50m 射場 (第2種射撃場) (S47 年度 設置、H29 改修、H30.3.3 供用開始) 射座棟 建築面積 504 m²、延床面積 504 m² 地上 1階鉄骨造 26 射座 ○標的棟 建築面積 73 m²、延床面積 21 m² 地上 1階鉄骨造
指定管理者 (R元-R5)	三重県体育協会グループ ((公財) 三重県体育協会と(株) ジャパンスポーツ運営によるJV)	三重県体育協会グループ ((公財) 三重県体育協会と(株) ジャパンスポーツ運営によるJV)	(公財) 三重県体育協会	三重県ライフル射撃協会
施設の設置目的 (役割)	県民の心身の健全な発達及び体育・スポーツの普及振興を図る。	県民の心身の健全な発達及び体育の普及振興を図る。	県民の心身の健全な発達及び体育の普及振興を図る。	ライフル射撃の普及振興を図り、県民の心身の健全な発達に寄与する。
年間利用者数 (平成30年度)	583,958人	556,801人	38,420人	2,110人
指定管理料 (R元-R5)	1,559,741千円 元年度 312,101千円 2年度 309,594千円 3年度 317,216千円 4年度 311,236千円 5年度 309,594千円	331,200千円 元年度 65,899千円 2年度 67,293千円 3年度 67,130千円 4年度 65,735千円 5年度 65,143千円	105,000千円 元年度 21,000千円 2年度 21,000千円 3年度 21,000千円 4年度 21,000千円 5年度 21,000千円	2,010千円 元年度 402千円 2年度 402千円 3年度 402千円 4年度 402千円 5年度 402千円

10 競技力向上対策について

1 現状

本県の競技力向上対策については、平成24年1月に第76回国民体育大会（2021年開催）の開催地として内々定を受けたことから、この大会に向けた目標や取組等について検討を進め、平成25年5月に知事を本部長とする三重県競技力向上対策本部（以下「対策本部」という。）を設立するとともに、三重県競技力向上対策基本方針（以下「基本方針」という。）を策定しました。

この基本方針において、第76回国民体育大会での天皇杯（男女総合成績優勝）・皇后杯（女子総合成績優勝）獲得を目指として掲げるとともに、平成25～27年度を「基盤・体制づくり期」、平成28～30年度を「育成期」、平成31～33年度を「躍進期」と設定し、それぞれの期間の天皇杯順位（男女総合成績）の目標を、20位台、10位台、10位以内と定め、計画的に競技力向上対策を進めてきました。

これまで、少年種別では、ジュニアクラブ、中学校・高校運動部の強化指定を行うとともに、国内外で活躍するジュニア・少年選手を「チームみえスーパージュニア」として指定するなど、計画的に育成・強化を進めています。

また成年種別については、レスリング、ウエイトリフティング、ソフトテニスなど本県のお家芸といえる競技を中心に強化活動への支援を行うとともに、選手が不足している競技については、トップアスリートを県内に定着させるため、県内の企業・事業所の協力を得て就職支援を進めています。

2 課題

昨年の第73回国民体育大会 福井しあわせ元気国体での本県の競技成績は、天皇杯順位（男女総合成績）、皇后杯順位（女子総合成績）とも20位となり、昨年の天皇杯27位、皇后杯33位から順位を上げることができました。また、入賞件数も昨年度の70件から83件に増加しました。

本県選手団の活躍に手応えを感じることができましたが、目標の10位台にはあと一歩及びませんでした。

このため大会終了後、開催県として天皇杯・皇后杯を獲得した福井県の取組についてベンチマークを行うとともに、対策本部の専門委員会等で協議、検討を行ったところ、少年種別では選手を成長させ安定的に力を発揮させるための指導者の養成がさらに必要であること、成年種別では全国レベルで戦い得る選手が不足している競技があることなどの課題が明らかになっています。

3 今後の取組

(1) 少年種別の強化

少年種別については、指導者を養成・確保するために昨年度から全国初の取組として開始した、チームみえ・コーチアカデミーセンターの取組の一層の充実を図り、指導者の資質向上を図るとともに、チームの課題に応じて情報戦略、メンタルトレーナー、栄養指導などさまざまなサポートスタッフを派遣することで、チームの支援を強化します。

また、三重とこわか国体で選手となる年齢層（ターゲットエイジ）が、今年度から順次高校生となり、まさに強化すべき選手の顔ぶれが明らかになってくることから、これらの選手やチームに的を絞った育成・強化を図ります。

(2) 成年種別の強化

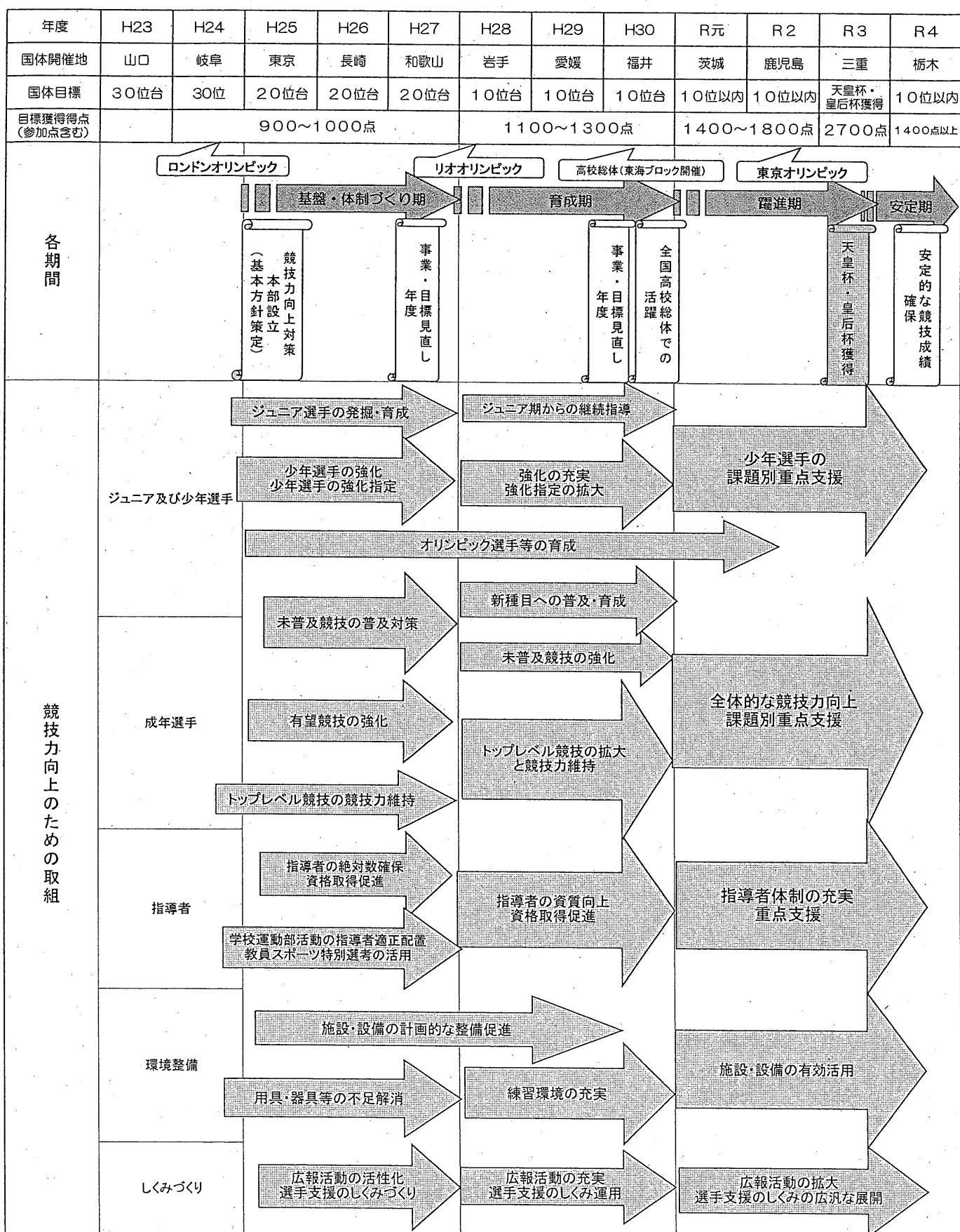
成年種別については、本県の選手が活躍できるよう、各競技団体及び県体育協会と連携し、企業・クラブチームなどの協力も得ながら、競技団体やチーム・選手が行う強化活動への支援、競技用具や練習環境の整備など、より効果が出る強化対策に着実に取り組みます。

加えて、選手が不足している競技については、スカウト体制の充実を図るなど選手獲得のための体制を再構築し、競技団体及び県体育協会とより緊密に連携し、県内企業等の協力を得ながら、トップアスリートの県内定着をより一層進めます。

今年度は基本方針で位置付けた躍進期を迎えることから、こうした対策を着実に進めることで、今年の茨城国体で、躍進期の目標である天皇杯順位10位以内をめざすとともに、三重とこわか国体での天皇杯・皇后杯獲得を確実なものとしていきます。

三重県競技力向上対策基本方針における目標及び計画

資料1



11 三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催準備状況について

三重とこわか国体・三重とこわか大会については、平成 24 年 1 月に三重とこわか国体開催の内々定を得て、県、市町、関係団体等で構成される三重県準備委員会を設立し、市町や競技団体等と連携を図りながら会場地の選定などに取り組んできました。

平成 30 年 7 月には、両大会の開催が正式決定され、三重県実行委員会に改組し、両大会一体となった広報・県民運動や会場整備などの開催準備に取り組んでいます。

1 三重とこわか国体・三重とこわか大会の概要

	三重とこわか国体	三重とこわか大会
正式名称	第 76 回国民体育大会	第 21 回全国障害者スポーツ大会
目的	広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにすることを目的としています。	障がい者が競技を通してスポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障がいに対する理解を深め、障がい者の社会参加の推進に寄与することを目的としています。
開催期間	令和 3 年 9 月 25 日（土）～10 月 5 日（火）	令和 3 年 10 月 23 日（土）～10 月 25 日（月）
実施競技	正式競技：37 競技（19 市町） 特別競技：1 競技（3 市） 公開競技：5 競技（5 市町） デモンストレーションスポーツ ：32 競技（20 市町）	個人競技：7 競技（4 市町） 団体競技：7 競技（6 市町） オープン競技：2 競技（1 市）
参加者数 ※近年開催 の平均	選手・監督：約 95,000 人 ボランティア：約 7,000 人 観客：約 550,000 人	選手・監督：約 25,000 人 ボランティア：約 10,000 人 観客：約 40,000 人

2 取組状況

（1）開・閉会式について

三重交通 G スポーツの杜 伊勢で行われる両大会の開・閉会式については、三重らしさを感じられる式典の実施に向けて検討を行い、コンセプトや演技等にかかる基本的な考え方を示した「式典基本計画」を策定しました。また、県内外から多くの選手や役員、観覧者が参加することから、会場における仮設物の配置や選手、観覧者の動線などに関する調査や検討を進めています。

（2）競技会について

三重とこわか国体については、平成 30 年 12 月に競技別会期が決定され、市町及び競技団体が主体となり競技会の運営及び会場整備についての準備が進められています。

県では平成 27 年に「市町競技施設整備費補助金」を創設し、市町による会場整備を支援しています。また、競技役員の養成や競技用具の整備について、計画的に取り組んでいます。

(3) その他

① 広報・とこわか運動（県民運動）の展開

県民の皆さんご、両大会に「する」「みる」「支える」といったさまざまな関わりを持っていただけますよう、とこわかダンスを普及するダンスキャラバンや市町等と連携したイベントの開催などに取り組んでいます。また、昨年9月から開始した県民の主体的な取組であるとこわか運動については、学校や企業等に幅広く呼びかけを行い、既に様々な取組が行われています（平成31年4月末時点：150取組）。

② 募金・企業協賛について

両大会の開催に向けては、多額の経費が必要となることもあります、個人や企業等、より多くの方々に両大会を支えていただき、県民力を結集した大会の実現と開催機運の醸成を図れるよう、5億円を目指し募金・企業協賛制度を昨年8月に設け、企業等訪問活動を開始しました。

3 今後の取組方針

（1）開・閉会式について

式典基本計画に基づき、式典運営や演技内容、音楽など具体的な項目について検討し準備を進めます。また、本県の開・閉会式会場は先催県と比べると狭いことから、施設を有効利用しながら、多くの参加者の動線確保や式典運営、行幸啓対応等が効率的に進められるよう会場設計に取り組み、整備を進めます。

（2）競技会について

三重とこわか国体の競技会場の整備にあたっては、施設基準を充足し、仮設物配置や動線確保等において選手や観覧者等の安全を確保していく必要があることから、県としては今後も補助金による支援のほか、先催県事例の情報提供や関係法令遵守のための技術的支援などにより市町等との連携を深めます。また、引き続き、競技役員の養成、競技用具の整備に取り組みます。

三重とこわか大会の各競技会場においては、昨年度行ったバリアフリー調査を活用して、仮設スロープなどの具体的な対応策を検討し、会場整備設計を進めます。また、円滑な競技運営を図るため、競技役員や手話等の情報支援ボランティア、選手の介助等を行う選手団サポートボランティアの計画的な養成に取り組みます。

（3）その他

① 広報・とこわか運動（県民運動）の展開

市町や広報ボランティアと連携し全市町でのPRや、SNSを利用した広報活動を行うとともに、700日前等の節目を生かしたイベント開催やポスターの公募など多くの県民の参加を促す取組を進めます。

また、とこわか運動が、県内全域に広がるよう、企業や団体等に取組を呼び掛けていくほか、ダンスキャラバンを拡大していきます。加えて、両大会の運営を支えるボランティアの募集を開始し、県民の皆さんのが両大会への参加意識を醸成していきます。

② 募金・企業協賛について

今後も引き続き、できる限り多くの企業等を訪問し、支援を求めていきます。

第76回国民体育大会 開催準備総合計画

資料1

年度	平成24年(2012)	平成25年(2013)	平成26年(2014)	平成27年(2015)	平成28年(2016)	平成29年(2017)	平成30年(2018)	令和元年(2019)	令和2年(2020)	令和3年(2021)
逆年	9年前	8年前	7年前	6年前	5年前	4年前	3年前	2年前	1年前	開催年
① 開催手続				県議会開催決議 開催申請書提出(6月) 開催内定			総合視察 日本スポーツ協会・文科省) 開催決定・会期決定			
② 推進組織	準備(実行)委員会組織 第76回国民体育大会三重県準備委員会 総会 常任委員会 総務企画専門委員会 施設専門委員会 競技専門委員会 広報・県民運動専門委員会 輸送・交通専門委員会 宿泊・衛生専門委員会 医事・衛生専門委員会 ※宿泊・衛生専門委員会を分割						三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会 馬事衛生専門委員会 全国障害者スポーツ大会専門委員会		リハーサル大会実施	
会場地市町組織				会場地市町準備委員会 (随時設置)	会場地市町実行委員会					
③ 総括企画	全体計画 会場地市町選定基本方針 会場地市町選定基準 希望調査、ヒアリング、会場地市町の選定(第一次～第七次) 県及び会場地市町の業務分担・経費負担基本方針 開・閉会式会場地選定 開・閉会式会場の調査、選定	開催準備総合計画 開催基本方針 開催準備総合計画 会場地市町選定基本方針 会場地市町選定基準 希望調査、ヒアリング、会場地市町の選定(第一次～第七次) 県及び会場地市町の業務分担・経費負担基本方針 開・閉会式会場の調査、選定	開催基本構想の検討 開催基本構想策定 公開競技意向調査、会場地市町の選定 公開競技実施申請書提出 デモスボ開催意向調査、会場地市町の選定 デモスボ実施申請書提出	開催基本構想策定 会場地市町の選定 デモスボ実施申請書提出						
文化プログラム					文化プログラム基本方針 文化プログラム実施要項	文化プログラムの準備の推進(選定、広報、企画等)、申請書提出				
歓迎・案内						歓迎案内準備の推進(接伴計画、案内所、歓迎装飾の整備等)				
行幸啓						行幸啓の準備(警備・警衛等実施計画、日程等計画・調整等)				
④ 募金・協賛	募金・企業協賛				募金・企業協賛基本方針 募金・企業協賛基本計画 募金・企業協賛受付開始	募金・企業協賛基本計画 募金・企業協賛活動の推進				
⑤ 広報・県民運動	広報	広報	広報基本方針 広報基本計画 広報の推進(ポスター、リーフレット等の作成及び配布、インターネット、新聞等での広報等)	愛称、スローガン、マスコットキャラクター・デザイン決定 マスコットキャラクター・デザイン決定	開催内定記念イベント 開催内定記念イベント	広報の推進(ポスター、リーフレット等の作成及び配布、インターネット、新聞等での広報等) 開催決定記念イベント 開催1年前イベント				
⑥ 競技	競技運営 競技用具	実施予定競技選択基本方針 競技運営基本方針 競技役員等養成基本方針 競技役員等養成基本計画 公開競技実施基本方針 デモスボ実施基本方針 競技用具整備基本方針	競技運営基本方針 競技役員等養成基本方針 競技役員等養成基本計画 公開競技実施基本方針 デモスボ実施基本方針 競技用具整備基本方針	競技運営基本方針 競技役員等養成基本方針 競技役員等養成基本計画 公開競技実施基本方針 デモスボ実施基本方針 競技用具整備基本方針	リハーサル大会開催基準要項 リハーサル大会準備の推進 記録業務基本計画 記録業務準備の推進(速報計画の策定等) 競技開催日程決定 実施要項の作成 プログラムの作成	リハーサル大会開催基準要項 リハーサル大会準備の推進 記録業務基本計画 記録業務準備の推進(速報計画の策定等) 競技開催日程決定 実施要項の作成 プログラムの作成				
⑦ 式典	式典				式典基本方針 式典基本計画	式典準備の推進(式典実施計画、式典実施要項、式典運営業務等)				
⑧ 宿泊	宿泊			宿泊基本方針 宿泊基本計画	宿泊準備の推進(宿泊施設調査、宿泊施設充足対策等) 食事の提供準備の推進、弁当の提供準備の推進					
⑨ 医事・衛生	衛生・医療・救護			医事・衛生基本方針 医事・衛生基本計画	医事・衛生準備の推進(医療救護対策、防疫対策、食品衛生対策、環境衛生対策等)					
⑩ 施設	施設整備	競技施設整備基本方針 競技施設基準 競技施設整備調査、整備計画の策定	中央競技団体における会場地正規視察(随時)	開・閉会式会場整備の推進、競技会場施設整備の推進						
⑪ 輸送・交通	輸送・交通			輸送・交通基本方針 輸送・交通基本計画	輸送・交通準備の推進(輸送計画、駐車場等利用計画、車両確保対策、交通安全対策等)					
⑫ 携帯・警備・消防	警備・消防			警備・消防防災基本方針	警備・消防防災準備の推進					

国体開催県	岐阜県	東京都	長崎県	和歌山県	岩手県	愛媛県	福井県	茨城県	鹿児島県	三重県
-------	-----	-----	-----	------	-----	-----	-----	-----	------	-----

※本計画は、開催準備における主な方針や計画並びに準備行為等の予定概要を表記したものであり、今後の進捗状況により追加、修正を行う場合があります。

三重とこわか大会 開催準備スケジュール

資料2

年 度	H28年(2016)	H29年(2017)	H30年(2018)	R元年(2019)	R2年(2020)	R3年(2021)	
逆 年	5年前	4年前	3年前	2年前	1年前	開催年	
準備推進組織等	開催手続 会場地市町選定 会場地選定 会場地市町との協議、連携 市町準備委員会(任意) 中央主催者競技団体連携	開催内定 大会県準備委員会 開催基本方針 会場地市町選定 会場地選定 会場地市町との協議、連携 市町準備委員会(任意) 中央主催者、競技団体との協議、連携	開催決定 会期決定 国体・大会県実行委員会 開催準備総合計画 開催基本計画 会場地市町の業務分担・経費負担基本方針 市町実行委員会	開催決定 会期決定 国体・大会実行委員会 開催基本計画 大会実施要綱 リハ大会実施要綱			開催年
						開催年	
						開催年	
						開催年	
						開催年	
						開催年	
総務・企画・広報	募金企業協賛 広報県民運動 歓迎・案内 ボランティア支援 行啓		募金・企業協賛基本方針 国体と連携した広報、県民運動の推進 広報基本方針 開催決定イベント 入賞メダル作成 大会マスコット 県民運動基本方針 国体と連携した歓迎案内、接伴等の推進（歓迎装飾、案内所等の検討、準備等） 募集、養成、編成等の推進 関係機関調整、募集、依頼、養成、編成等の推進 協力校調整、募集、依頼、養成、編成等の推進 行啓の準備（整備・警衛等実施計画、日程等計画・調整等）	募金・企業協賛基本方針 国体と連携した募金・企業協賛の推進 広報基本方針 開催決定イベント 入賞メダル作成 大会ガイドブック等作成・配布 記録映像等の作成 会場等での歓迎・案内 募集、養成、編成等の推進 協力校調整、募集、依頼、養成、編成等の推進 行啓の準備（整備・警衛等実施計画、日程等計画・調整等）	募金・企業協賛基本方針 国体と連携した募金・企業協賛の推進 広報基本方針 開催決定イベント 入賞メダル作成 大会ガイドブック等作成・配布 記録映像等の作成 会場等での歓迎・案内 募集、養成、編成等の推進 協力校調整、募集、依頼、養成、編成等の推進 行啓の準備（整備・警衛等実施計画、日程等計画・調整等）	募金・企業協賛基本方針 国体と連携した募金・企業協賛の推進 広報基本方針 開催決定イベント 入賞メダル作成 大会ガイドブック等作成・配布 記録映像等の作成 会場等での歓迎・案内 募集、養成、編成等の推進 協力校調整、募集、依頼、養成、編成等の推進 行啓の準備（整備・警衛等実施計画、日程等計画・調整等）	リハーサル大会 リハーサル大会 リハーサル大会 リハーサル大会 リハーサル大会 リハーサル大会
施設調整	施設整備 会場管理 輸送・交通 宿泊 衛生 医療救護 警備・消防		会場地バリアフリー等基本方針 競技会場バリアフリー（基礎）調査 輸送・交通基本方針 宿泊基本方針 医事衛生基本方針 警備・消防防災基本方針 式典基本方針 競技基本方針 競技団体調整、養成、編成等の推進 競技役員等養成基本方針 競技役員等養成基本計画	会場設計 情報保障体制整備基本方針 会場管理実施計画 輸送システム検討 宿泊調査（参加意向、宿泊施設等） 宿泊システム検討 国体と連携した計画、検討、準備、啓発 国体と連携した式典の計画、検討、準備 資格審査実施要項 競技実施要項・プログラム編成検討 競技用具等整備要項 競技団体調整、養成、編成等の推進 競技役員等養成基本方針 競技役員等養成基本計画	会場仮設施設整備 情報保障の実施 会場管理実施計画 輸送本部設置・運営 バス等借上・輸送 輸送センター設置・運営 最終参加意向調査 宿泊センター設置・運営 宿泊本部設置・運営 衛生等各種対策の実施 医療救護本部設置・運営 警備・消防本部設置・運営 式典リハーサル実施 大会資格審査 大会参加者申込受付 競技実施要項 リハ大会プログラム編成会議 競技運営システム準備、運用 競技用具の調査、整備 競技役員等養成基本方針 競技役員等養成基本計画	会場仮設施設整備 情報保障の実施 会場管理実施計画 輸送本部設置・運営 バス等借上・輸送 輸送センター設置・運営 最終参加意向調査 宿泊センター設置・運営 宿泊本部設置・運営 衛生等各種対策の実施 医療救護本部設置・運営 警備・消防本部設置・運営 式典リハーサル実施 大会資格審査 大会参加者申込受付 競技実施要項 リハ大会プログラム編成会議 競技運営システム準備、運用 競技用具の調査、整備 競技役員等養成基本方針 競技役員等養成基本計画	リハーサル大会 リハーサル大会 リハーサル大会 リハーサル大会 リハーサル大会 リハーサル大会
競技式典	式典 参加申込等 競技 オープン競技		式典基本方針 国体と連携した式典の計画、検討、準備 競技実施要項・プログラム編成検討 競技用具等整備要項 競技団体調整、養成、編成等の推進 競技役員等養成基本方針 競技役員等養成基本計画	式典基本方針 国体と連携した式典の計画、検討、準備 競技実施要項・プログラム編成検討 競技用具等整備要項 競技団体調整、養成、編成等の推進 競技役員等養成基本方針 競技役員等養成基本計画	式典リハーサル実施 大会資格審査 大会参加者申込受付 競技実施要項 リハ大会プログラム編成会議 競技運営システム準備、運用 競技用具の調査、整備 競技役員等養成基本方針 競技役員等養成基本計画	式典リハーサル実施 大会資格審査 大会参加者申込受付 競技実施要項 リハ大会プログラム編成会議 競技運営システム準備、運用 競技用具の調査、整備 競技役員等養成基本方針 競技役員等養成基本計画	リハーサル大会 リハーサル大会 リハーサル大会

* 今後の進捗状況により、修正する場合があります。

12 南部地域の活性化について

1 現状と課題

(1) 南部地域の現状

南部地域では、基幹産業である第一次産業の低迷や若者の流出が進み、過疎化、高齢化が進行しています。特に65歳以上の老人人口割合は南伊勢町の51.4%を筆頭に大紀町、紀北町など南部地域6市町が40%を超えるなど深刻な状況になっています。

このため、南部地域の13市町、有識者、県で構成する「南部地域活性化推進協議会」を設置して、複数市町が連携して行う若者の定住促進や働く場の確保に向けた地域活性化の取組に対し、南部地域活性化基金（以下「基金」という。）等を活用して支援しています。

(2) 課題等

本年度は、平成24年に基金を創設してから8年目となることや、みえ県民力ビジョン・第2次行動計画の最終年度であり、施策等の見直しを検討する年となります。

このため、これまでの南部地域活性化の取組と基金等の検証を行う必要があります。検証にあたっては、南部地域活性化推進協議会をはじめとする関係者の評価や意見を聴取し、十分な調整を行ったうえで、検討を進めます。

【参考】南部地域活性化基金の状況

基金創設（平成24年度）	5,500万円
積立額累計（平成25～令和元年度）	8,662万円 注①
取崩額累計（平成24～令和元年度）	1億3,969万円 注②
令和元年度末残高（見込）	193万円

注①：積立額には、基金運用利息含む

注②：令和元年度の取崩額は当初予算額で計上

2 令和元年度の主な取組

(1) 若者の県内定着促進に向けた取組

「南部地域で働きたい、暮らしたい」と考える若者と地域の仕事をつなぐため、市町が連携して行う「仕事」と「暮らし」をセットにした地域インターンシップの取組を支援し、南部地域らしい多様なライフスタイルを提案することで、若者のU・Iターン促進につなげます。

(2) 「関係人口」の創出に係る取組

バーチャル上で「度会県」を復活させ、南部地域の人びとと、都市部等の地域外に住む「関係人口」との継続的なつながりづくりを進めることで、住民と関係人口の主体的な地域づくり活動を促進する取組を行い、将来的な移住・定住につなげていきます。

ア 度会県民の募集

度会県公式ホームページを開設し、南部地域を応援したいという想いを持つ方に県民登録していただいています。

県民登録者数 1,087名（令和元年5月17日現在）

イ 度会県民参加型プロジェクト

地域が度会県民の方に関わってほしいこと、協力してほしいことを「度会県民参加型プロジェクト」として提示し、度会県民がプロジェクトに参画することを通じて、地域との交流・つながりの機会を設け、持続的な関係構築をめざします。

ウ 度会県民の集い

度会県民と地域住民との交流を促進し、地域への関わりをより深めてもらうことを目的として、県内および首都圏や関西圏等の都市部において「度会県民の集い」を開催します。

(3) 地域おこし協力隊の支援

地域おこし協力隊は、都市部から過疎地域等の条件不利地域に移り住み、一定期間（概ね1年以上3年以下）地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組です。県内では、12市町において70名（平成31年4月1日現在）の隊員が活動しており、その内容も地域の魅力発信や定住促進、地域産品の販路拡大から地場産業の後継者をめざすものまで多岐にわたっています。

こうした隊員を支援するため、活動目的や状況に応じた様々な研修や隊員間のネットワークづくりを促進するほか、隊員を受け入れる市町に対しても研修や情報提供等を行っています。

【地域おこし協力隊：隊員数等の推移】

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
導入市町数	5市町	6市町	12市町	12市町	12市町
隊 員 数	11名	45名	66名	74名	70名

※導入市町数、隊員数とも4月1日時点

13 東紀州地域の活性化について

1 東紀州地域の現状と課題

東紀州地域は、世界遺産である熊野古道をはじめ、歴史、文化、自然等地域資源に恵まれていますが、地理的制約もあり、県内でも人口減少、高齢化が進行している地域です。

特に若い世代（15歳～29歳）の進学、就職等による転出超過が多く、地域の活力を維持していくためには、若者にとって魅力的な雇用の場の創出につながるよう、観光振興、産業振興等に取り組んでいく必要があります。

2 平成31年度の主な取組

（1）熊野古道等地域資源を活用した取組

① 熊野古道世界遺産登録15周年事業（別紙参照）

熊野古道が世界遺産に登録されてから本年7月7日で15周年を迎えます。

このため、昨年12月に実行委員会を設立し、現在、熊野古道伊勢路にゆかりのある15市町を含めた80の関係団体が参加して、15周年を記念した熊野古道ウォーク等の取組が始まっています。

今後、7月7日にキックオフイベントを開催し、10月から11月にかけて市町、関係団体等がイベント等を集中的に行う「熊野古道ウィーク」の実施、12月のフィナーレイベントへとつなげていきます。

② インバウントを含む国内外からの誘客

伊勢志摩サミット後、東紀州地域にもインバウンドの来訪が増えています。

このため、和歌山県や中部各県等と連携し、欧米豪を中心とした個人の外国人旅行者（F I T）を主なターゲットに、東紀州地域の情報を発信し、国内だけでなく海外からの誘客を促進します。

③ 熊野古道の価値の次世代への継承

熊野古道や周辺地域の豊かな自然、歴史、文化等の価値を次世代に継承するため、東紀州地域の小中学生が地域に古くから伝わる技術や伝統を体験したり、地元高校生が地域の魅力を発掘し外国人等を対象にツアーを企画したりします。

（2）東紀州地域振興公社の取組

東紀州地域の活性化を図り、地域の自立的な発展を進めるため、県・東紀州5市町により東紀州地域振興公社を設置しています。公社では、地域の観光情報発信や熊野古道語り部友の会等の活動支援に取り組むほか、地元市町や関係団体で構成する2つの協議会を設置し、観光振興、産業振興等に取り組んでいます。

① 観光DMO事業推進協議会

インバウンドの受入に関するセミナー開催、SNS等を活用したインバウンド向け情報発信、5市町共同海外セールスなどにより、インバウンドの受入環境整備や誘客を昨年度に引き続き進めています。また、観光DMO設立についても、市町と連携しながら協議を進めています。

② 東紀州産業活性化事業推進協議会

バイヤーの招へいやテストマーケティングを通じて商品のブラッシュアップを支援します。また、事業者の販路開拓につながるよう、見本市への出展や商談会への参加を支援します。

(3) 集客交流拠点の活用

① 熊野古道センター

平成19年2月に情報発信と集客交流の拠点として整備し、現在、NPO法人熊野古道自然・歴史・文化ネットワークが指定管理による運営を行っています。今年度末で指定管理期間が満了するため、次期指定管理者を選定します。

② 紀南中核的交流施設「里創人熊野俱楽部」

平成21年7月に紀南地域における集客交流拠点としてオープンし、株式会社エムアンドエムサービス(大阪市中央区)が独立採算により運営しています。昨年度、10年間の事業の成果等について検証を行い、これを踏まえ、事業継続を条件に、今年度から10年間の土地の貸付契約(無償)を更新しました。

今後は、地域との連携を深めるとともに、東紀州地域全体の集客交流拠点をめざしていきます。

【参考】東紀州地域への来訪者数

(単位:人)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
熊野古道伊勢路来訪者数※	428,698	352,262	327,534	337,046	330,632
古道センター来場者数	117,924	106,480	120,206	114,739	113,961
熊野俱楽部宿泊客数	14,001	14,450	17,525	18,346	19,238

※ 熊野古道来訪者数は、毎年、1~12月推計値

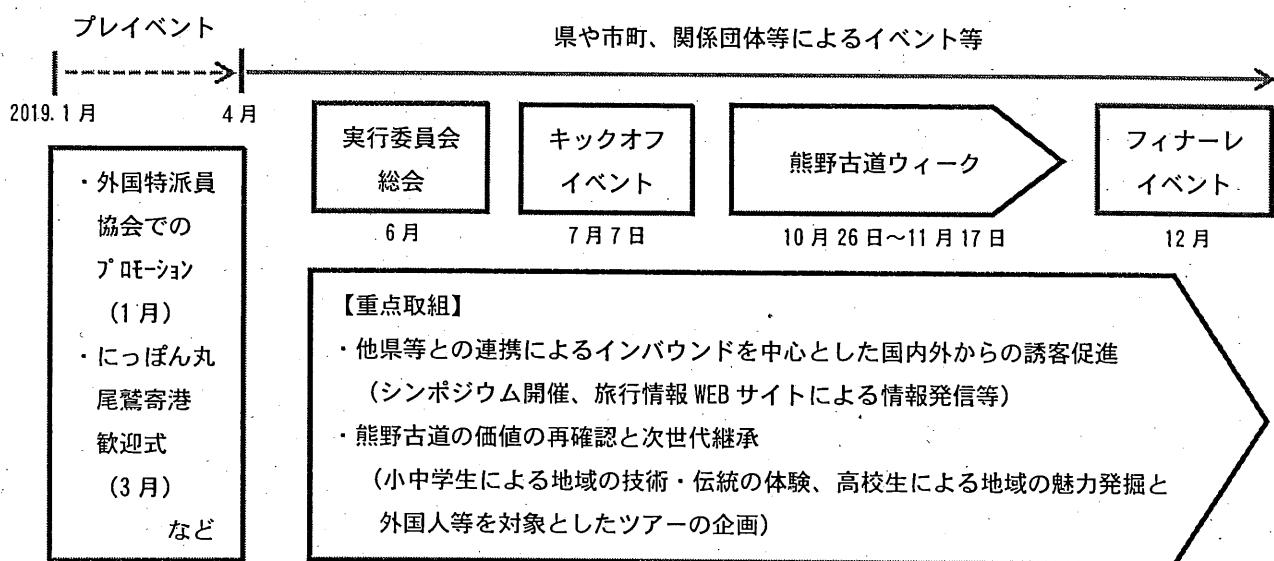
熊野古道世界遺産登録 15 周年の取組について 幸せを結ぶ路 ～熊野古道伊勢路～

(別 紙)

1 基本方針

- (1) 東京オリンピック、パラリンピックなどビッグイベントを情報発信のチャンスとして活かし、インバウンドを含む国内外からの誘客に取り組みます。
- (2) 熊野古道の価値を再確認し、子ども・若者など次世代に伝え、熊野古道伊勢路とその沿線地域への誇りと愛着を育み、伝統と文化の担い手づくりを行います。
- (3) 地域の自主的な取組を支援し、住む人にも訪れる人にも魅力的で持続可能な観光地域づくりを進めます。

2 15周年事業のスケジュール（事業期間 2019年4月～12月）



3 実施体制（熊野古道世界遺産登録 15周年事業実行委員会）

- 平成30年12月に、県と熊野古道伊勢路沿線10市町（伊勢市、尾鷲市、熊野市、多気町、大台町、玉城町、大紀町、紀北町、御浜町、紀宝町）により実行委員会を立ち上げ、その後、熊野古道伊勢路にゆかりのある5市町（松阪市、鳥羽市、志摩市、度会町、南伊勢町）が加わり、現在、15市町を含めた関係団体80団体が参加しています。

4 今後の展開

- 実行委員会を機に広げたネットワークを活用して、引き続き、県、関係15市町、関係団体等が相互に連携し、効果的なイベント等を実施していきます。
 - 世界遺産登録20周年を視野に入れて、県域を超える広域連携により、情報発信やクルーズ船のツアー受入等、インバウンド誘客を図っていきます。
 - 熊野古道の価値の再確認と、伝統と文化の担い手づくりの取組を、次世代に継承していくために、地域と一体となって取り組みます。
- こうした取組により、持続可能な観光地域づくりにつなげていきます。



14 過疎・離島・半島地域の振興について

1 現状と課題

過疎・離島・半島地域においては、人口減少と高齢化、主な産業である第一次産業の低迷、農地や山林の荒廃による公益的機能の低下等、様々な課題への対応が求められており、住み慣れた地域で安心して暮らしていくよう地域づくりを進めていく必要があります。

2 振興施策

過疎・離島・半島地域における振興を図るため、それぞれの法律に基づき、県及び市町において計画等を策定し、取組を進めています。

なお、過疎地域自立促進特別措置法については、令和2年度末に法期限を迎えるため、市町と連携しながら国への働きかけなど、適切に対応していきます。

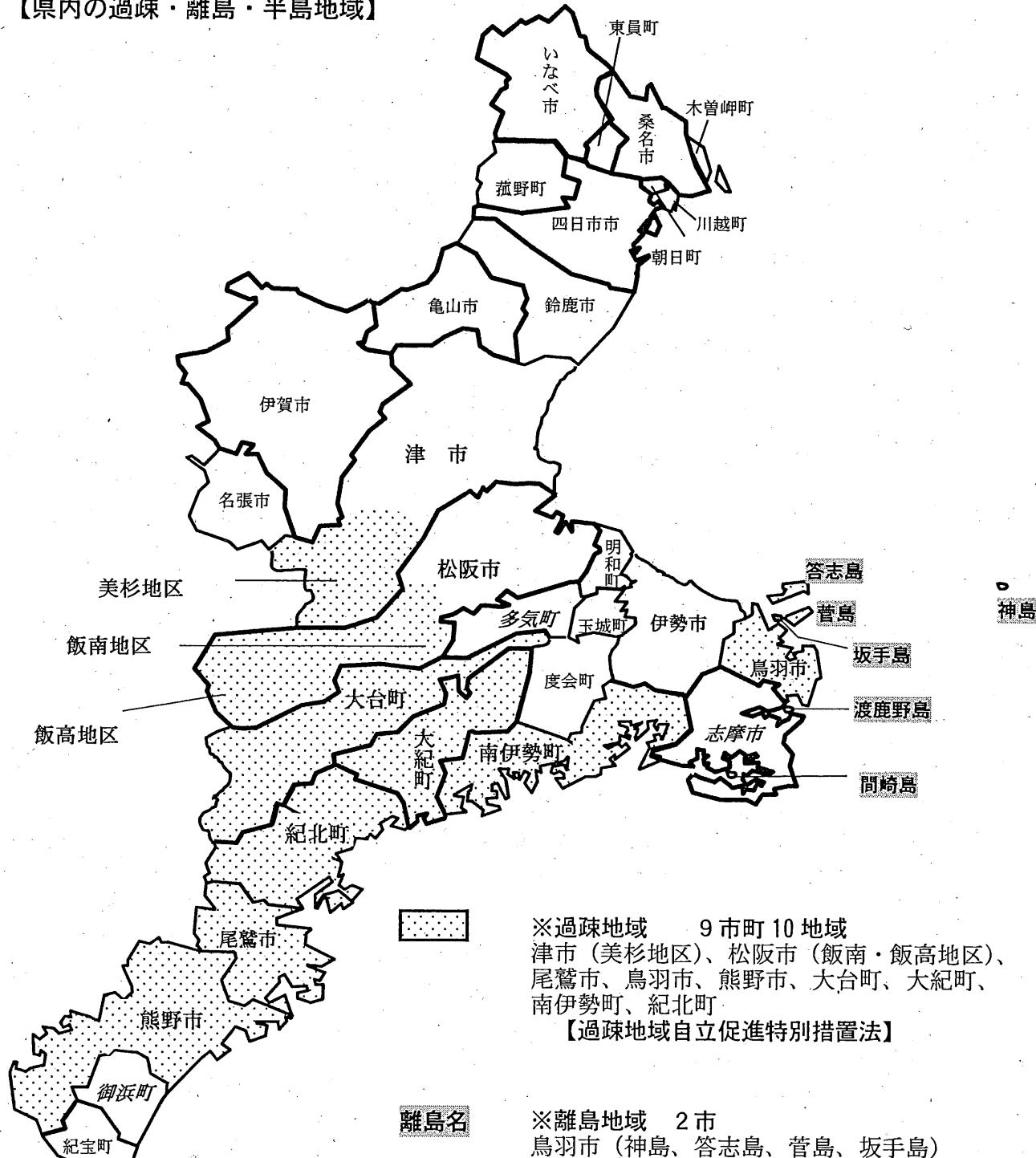
	根拠法	県計画等	支援等（国制度）
過疎	過疎地域自立促進特別措置法	三重県過疎地域自立促進方針 (平成28年度～令和2年度) 三重県過疎地域自立促進計画 (平成28年度～令和2年度)	・地方税の課税免除又は不均一課税に伴う地方交付税による減収補てん措置 ・過疎債の発行
離島	離島振興法	三重県離島振興計画 (平成25年度～令和4年度)	・地方税の課税免除又は不均一課税に伴う地方交付税による減収補てん措置 ・離島活性化交付金 ・離島航路に対する支援
半島	半島振興法	紀伊地域半島振興計画 (平成27年度～令和6年度) ※奈良県及び和歌山県と連携して策定	・地方税の不均一課税に伴う地方交付税による減収補てん措置 ・半島振興広域連携促進事業費補助金

3 県の支援

これらの条件不利地域に対しては、魅力と活力ある地域づくりを推進するため、市町が行う地域活性化の取組について、県の地域活性化支援事業補助金や南部地域活性化基金、国の半島振興広域連携促進事業費補助金などを活用して支援しています。

また、離島住民等の生活交通を確保するため、鳥羽市と志摩市の離島航路に対して、国とともに支援しています。

【県内の過疎・離島・半島地域】



※過疎地域 9市町10地域

津市（美杉地区）、松阪市（飯南・飯高地区）、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、大台町、大紀町、南伊勢町、紀北町

【過疎地域自立促進特別措置法】

※離島地域 2市

鳥羽市（神島、答志島、菅島、坂手島）
志摩市（渡鹿野島、間崎島）

【離島振興法】

※半島地域 16市町（旧一志郡を除く松阪市以南）

伊勢市、松阪市（旧嬉野町、旧三雲町を除く）、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町

【半島振興法】